

# 飛島村 都市計画マスタープラン



令和3年3月



# 目次

## 《はじめに》

計画の目的・位置付け	1
計画の対象区域・目標期間	2
計画の構成	2

## 《全体構想》

<b>第1章 飛島村の現況・課題</b>	<b>3</b>
1. 上位計画等の整理	3
2. 現況の整理	13
3. 飛島村むらづくりアンケートの結果	26
4. 主要な課題の整理	29
<b>第2章 むらづくりの理念・目標</b>	<b>34</b>
1. むらづくりの理念	34
2. むらづくりの目標	35
3. 将来フレーム	36
<b>第3章 将来都市構造</b>	<b>37</b>
<b>第4章 むらづくりの方針</b>	<b>40</b>
1. 土地利用の方針	40
2. 都市施設等の整備の方針	42
3. 居住環境の整備・都市景観形成・観光交流の方針	47
4. 防災・防犯対策の方針	50

## 《地域別構想》

<b>第1章 地域区分</b>	<b>52</b>
<b>第2章 市街化調整区域の方針</b>	<b>53</b>
<b>第3章 市街化区域の方針</b>	<b>59</b>

## 《用語集》

用語の解説	63
-------	----



《はじめに》



# はじめに

## 【計画の目的・位置付け】

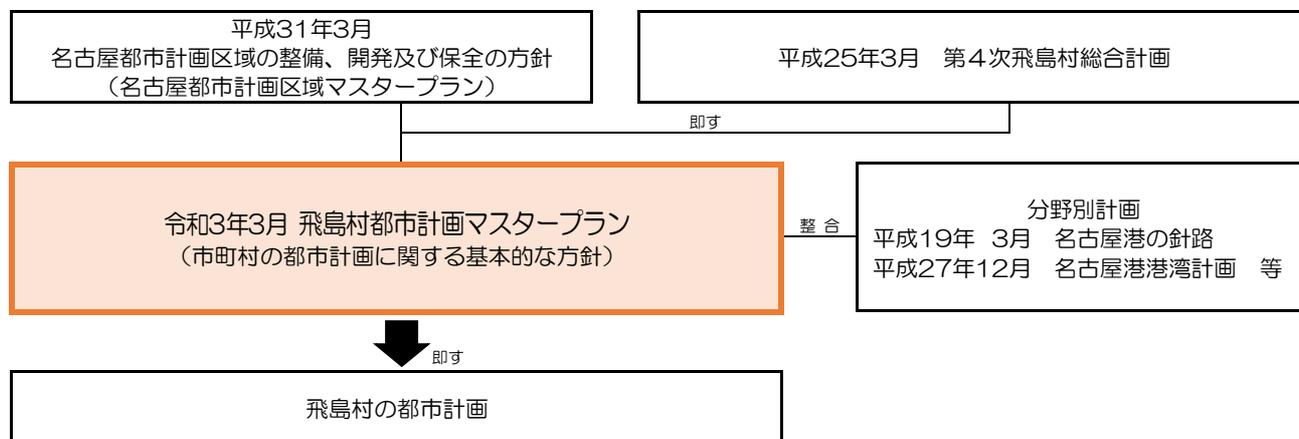
飛島村都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）は、都市計画法第18条の2に定められる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」にあたる計画として飛島村（以下「本村」という。）が策定する計画です。

本計画は、「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「第4次飛島村総合計画」に即して、土地利用をはじめ、道路、公園、下水道等の施設、自然環境や風景といった都市を構成する様々な要素に関して、本村が目指す取り組みの方向性を明らかにすることを目的としています。

本村では、平成22年3月に都市計画マスタープランを策定し、都市計画を進めてきました。策定から今日に至るまで、社会情勢は大きく変化しており、また、上位計画である「第4次飛島村総合計画」が新たに策定されるなど関連する計画の内容も変化しました。平成22年3月の策定から約10年を迎えたことから、新たなむらづくりの方向性を明らかにするべく、本村の現況と課題を踏まえながら、計画の見直しを行うものです。

なお、本計画は、個別の詳細な計画や事業の内容そのものを計画するものではありませんが、今後、本村の都市計画は本計画に即して定めることとなります。

### ■飛島村都市計画マスタープランの位置付け



## 【計画の対象区域・目標期間】

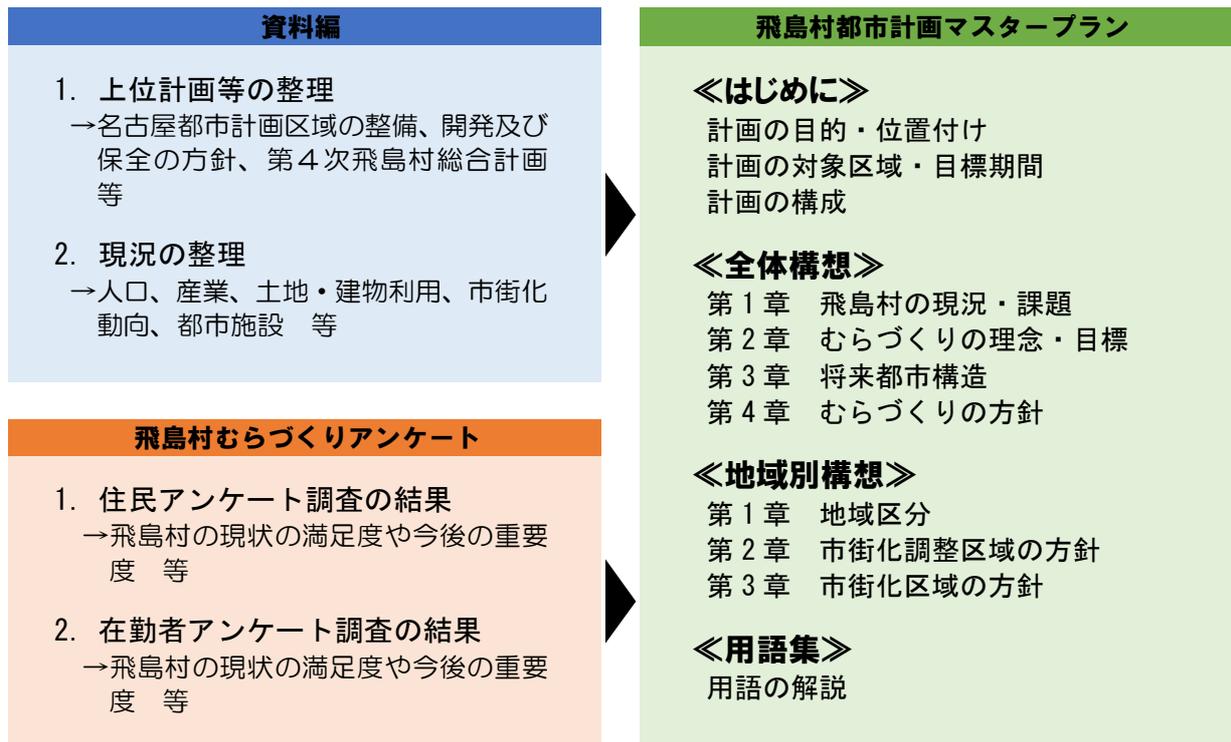
本計画が対象にする区域は、本村の全域とします。

また、都市計画マスタープランは、長期的視野に立って都市づくりを考える必要があるため、計画対象期間は概ね 20 年後の都市の姿を見据えたうえで、10 年後の姿を目指すことが望ましいとされています。そのため、本計画は、令和 3 年度を基準として、概ね 10 年後までを目標期間とします。ただし、社会情勢の変化や上位計画の改訂、村民のむらづくりに関する意向の変化等を考慮しながら、必要に応じて見直しを行います。

## 【計画の構成】

本計画は、都市づくりに関する様々な現況を整理する「資料編」と、むらづくりに関する満足度や重要度を調査した「飛島村むらづくりアンケート」の結果を踏まえて策定します。本村全体の観点から、目指す将来像とその実現に向けた方針等を示す「全体構想」と、地域ごとの方針等を示す「地域別構想」により構成します。

### ■ 飛島村都市計画マスタープランの構成



# 《全体构想》



# 第1章 飛島村の現況・課題

## 1. 上位計画等の整理

### (1) 名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

項目	内容
目標年次	基準年次を平成30年として、概ね20年後の都市の姿を展望したうえで都市計画の基本的方向を定めている。市街化区域の規模や都市施設の整備目標などについては、令和12年（2030年）を目標年次とする。
都市計画の 基本の方針	<p>①都市づくりの理念</p> <p>『時代の波を乗り越え、元気と暮らしやすさを育みつづける未来へ』</p> <p>②都市づくりの基本方向</p> <p>基本方向① 暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換</p> <p>基本方向② リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進</p> <p>基本方向③ 力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進</p> <p>基本方向④ 大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保</p> <p>基本方向⑤ 自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進</p>
都市計画 の目標	<p>①基本理念</p> <p>リニア開業によるインパクトを活かし、 多様な産業と高次の都市機能が集積した 世界へ飛躍する都市づくり</p>

<p>都市計画 の目標</p>	<p><b>②都市づくりの目標</b></p> <p><u>1. 暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換に向けた目標</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市機能が集積した拠点およびその周辺や公共交通沿線の市街地には多様な世代の居住を誘導し、地域のコミュニティが維持された市街地の形成を目指す。また子育てしやすい環境などに配慮した若者世代が暮らしやすい市街地の形成を目指す。</li> <li>・各拠点へアクセスできる公共交通網を充実させ、利便性が確保された集約型都市が公共交通などの交通軸で結ばれた多核連携型のネットワークの形成を目指す。</li> <li>・人口密度の低い集落地などでは、生活利便性や地域のコミュニティを維持していくため、日常生活に必要な機能の立地や地域住民の交流・地域活動などを促進する場の形成を目指す。</li> </ul> <p><u>2. リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進に向けた目標</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者・自転車に配慮した市街地の再整備や歴史・文化資源を活かした魅力ある都市空間・景観づくりを進めるとともに、窯業をはじめとする地場産業が培ってきた地域の魅力を向上させ、多彩な対流・ふれあいを生み出し、街のにぎわいの再生を目指す。</li> <li>・空港・港湾や県内外を連携する広域交通体系を最大限活用するとともに、リニア開業による首都圏との時間短縮効果を全県的に波及させるため、名古屋駅と豊田市間の鉄道速達化など名古屋駅へのアクセス性の強化や県内都市間、都市内における交通基盤の整備を進め、質の高い交通環境の形成を目指す。</li> </ul> <p><u>3. 力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進に向けた目標</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存工業地やその周辺において工業・物流機能のさらなる集積を進めるとともに、県営名古屋空港周辺や名古屋港臨海部などに航空宇宙産業をはじめとする次世代産業の集積を高める工業系市街地の形成を目指す。</li> <li>・既存産業の高度化や航空宇宙産業などの次世代産業の創出、新たな産業立地の推進を図るため、既存工業地周辺や広域交通の利便性が高い地域、物流の効率化が図られる地域に新たな産業用地の確保を目指す。</li> <li>・経済活動の効率性の向上や生産性の拡大を図るため、広域幹線道路網の充実や空港、港湾、高速道路インターチェンジ、産業集積地などへのアクセス道路の整備を推進する。</li> <li>・無秩序な市街地の拡大や都市機能の立地を抑制するなど適正な土地利用の規制・誘導により農業を支える基盤である優良農地の保全を目指す。</li> <li>・農地を守るために必要となる農村集落については、日常生活に必要な機能や生活基盤を確保し、居住環境や地域のコミュニティの維持を目指す。</li> </ul>
---------------------	---

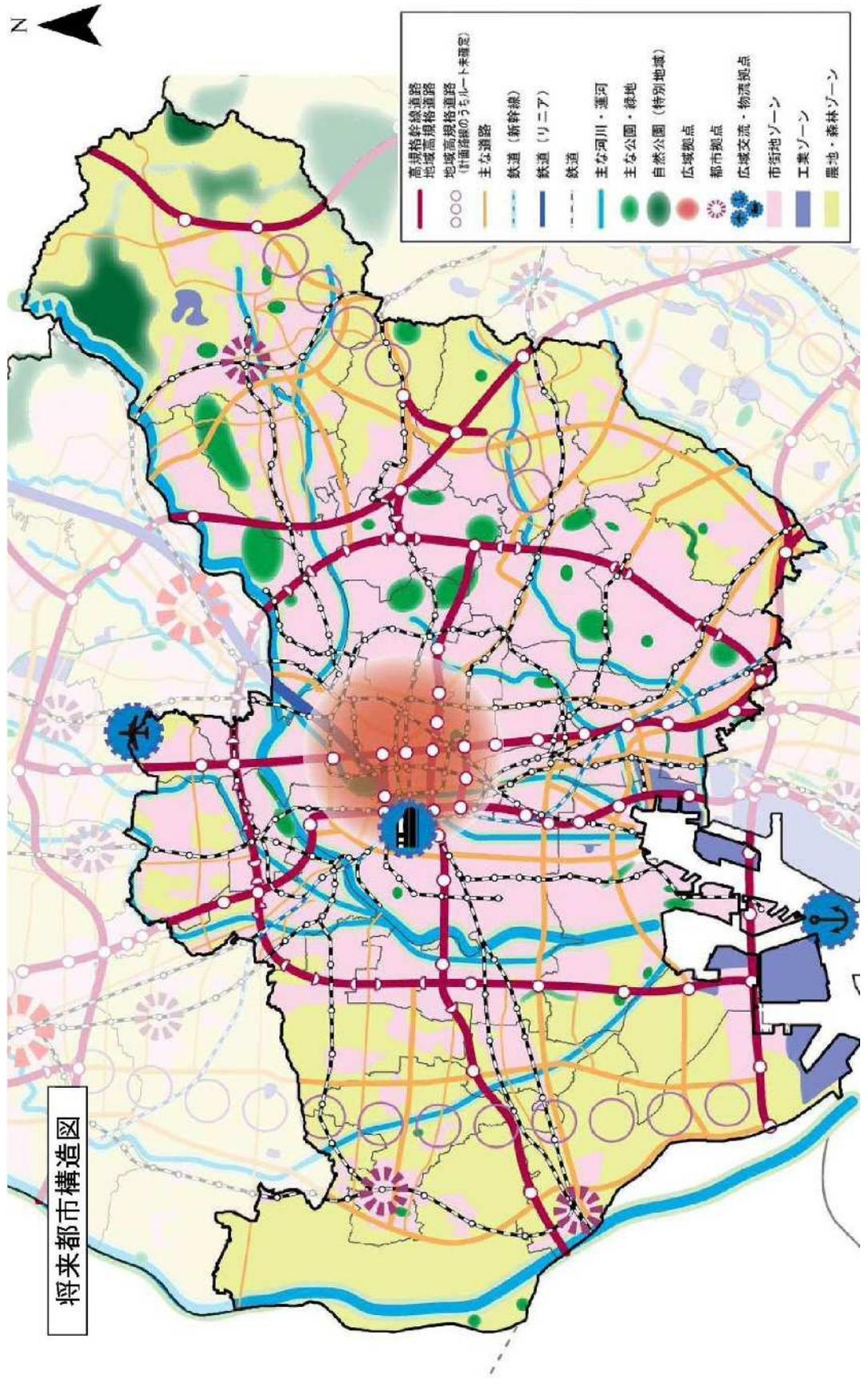
都市計画  
の目標4. 大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保に向けた目標

- ・名古屋港周辺の高潮・津波や木曾川、庄内川周辺などの洪水・内水による浸水、東部の土砂災害が想定されるなどの災害危険性が高い地区では、災害リスクや警戒避難体制の状況、災害を防止・軽減する施設の整備状況または整備見込などを総合的に勘案しながら、土地利用の適正な規制と誘導を図り、安全安心な暮らしの確保を目指す。
- ・道路、橋梁、河川などの都市基盤施設の整備や耐震化を推進するとともに、公共施設や避難路沿道の建築物などの耐震化を促進し、市街地の災害の防止または軽減を目指す。
- ・被災時の救急活動や物資輸送を支える緊急輸送道路を整備するとともに、避難場所や防災活動の拠点となる公園の適正な配置を促進し、災害に強い都市構造の構築を目指す。
- ・海拔ゼロメートル地帯における災害を防止・軽減するための施設の整備や地域が一体となった防災対策を促進することにより、浸水対策の強化を目指します。
- ・地域住民との協働による事前復興まちづくりの取組など速やかな復興への備えを推進する。
- ・都市計画道路の整備や交通安全対策を推進し、また生活関連施設を結ぶ経路を中心に歩行経路のバリアフリー化や自転車利用空間のネットワーク化を進め、安全安心に移動できる都市空間の形成を目指す。

5. 自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進に向けた目標

- ・西部の農地、東部の樹林地などの緑地では、無秩序な開発を抑制するなど、適正な土地利用の規制・誘導を図り、豊かな自然環境を保全する。
- ・市街地では防災空間や潤いとやすらぎを与えるオープンスペースを確保し、都市農業の振興や良好な都市環境の形成を図るため、地域特性に応じて農地などの緑地の保全や民有地の緑化を推進する。
- ・新たな市街地の開発にあたっては、公共施設における質の高い緑地の確保、民有地の緑化の推進、ため池や河川による水辺・緑のつながりの確保などにより、生態系ネットワークの形成に配慮し、豊かな生物多様性を育む都市づくりを目指す。
- ・公共交通の利用促進により自動車に過度に頼らない集約型都市構造への転換、建築物の低炭素化、緑地の保全や緑化の推進を実施し、都市部における低炭素化を目指す。
- ・木曾川、庄内川、新川、堀川、境川、天白川、日光川などの河川や公園、緑地などを活用した自然的環境インフラネットワークの形成を目指す。

将来都市  
構造図



将来都市構造図

## (2) 第4次飛島村総合計画

項目	内容
目標年次	2022（令和4）年度
将来像	『小さくてもキラリと光る村 とびしま』
行動指針	『私たちが育む村をみんなで育てる』
将来人口	○2022（令和4）年度の将来人口『5,000人』
むらづくり の目標	<p>(1) 防災 村内に甚大な被害をもたらすことが懸念される東海・東南海・南海三連動地震など大規模な地震やそれに誘発される津波、また、風水災害に対して、避難施設をはじめとする施設・設備を整備するとともに、訓練活動等を通じた住民の防災意識の醸成により、防災対応力の高いむらづくりを進める。</p> <p>(2) 交通安全 幼児期からの交通安全教育により交通安全やマナーに対する高い意識を育むとともに、巡回点検により危険箇所の把握と迅速な対策を講じ、交通事故の発生防止に努める。</p> <p>(3) 土地利用・居住環境 臨海部においては、産業進展の状況を踏まえ、関係機関と調整を図る。また、集落地域では、県などの動向を踏まえつつ、生活環境や優良農地の保全に配慮しながら、宅地需要の増加に対して計画的な整備を図る。</p> <p>(4) 道路・交通 国や県の道路整備との一体性を持った村道整備により、円滑な自動車移動と歩行者の安全確保を図る。また、公共交通については、飛島バスの運行方法等の改善により利便性を高め、住民や勤労者の移動手段として恒久的な維持存続を目指す。</p> <p>(5) 上下水道・排水対策 施設・設備の適正管理を行うことはもとより、下水道における環境負荷の少ない汚水の排水方法や水路の清掃活動の徹底などにより、処理機能の向上や維持管理負担の低減を図るとともに、地域の水路の水質浄化を目指す。</p> <p>(6) 公園緑地・自然 住民1人あたりの公園面積が広いという地域特性を活かし、質の向上を図る。また、公園や植栽、緑地など、住民による維持管理を促進し、地域の特性や意向を踏まえた整備・保全を行う。</p> <p>(7) 農業・水産業 生産効率を高める基盤整備を進めるとともに、専業・兼業、生産・自給的といった多様な生産活動が成り立ち、農地の有効活用が図られる農業地域づくりを進める。また、後継者の育つ魅力ある農水産業を目指す。</p>

<p>むらづくり の目標</p>	<p>(8) 商工業・労働 企業意向を把握する体制を強化し、企業の事業活動や経営改善を支援する。また、関係機関との連携による地域に密着した商工業の発展を目指す。</p> <p>(9) 自治活動 自治会をはじめとする地域コミュニティの再生、住民・企業・行政が連携したむらづくりの仕組みの構築により、身近な課題に自ら取り組む地域社会を形成する。また、家庭や職場、地域活動など、性別や年齢の分け隔てなく活躍できる風土をつくる。</p>
<p>重点施策</p>	<p>(1) 住民が交流を深めるむらづくり</p> <p><input type="checkbox"/> ふれあいの郷における交流拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあいの郷の温泉や足湯を核として、農産物の直売拠点を整備するとともに、菜の花をはじめ季節の花の栽培により昔の飛島村の風景を再現し、村の魅力を発信することで、内外からの集客を促進する。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 職住近接型のむらづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職住近接によるむらづくりを推進するため、臨海部に立地する事業所への住民の雇用促進に努めるとともに、現在の従業員が村内で住宅確保を選択できるような支援を推進していく。</li> </ul> <p>(2) 安心して生活できるむらづくり</p> <p><input type="checkbox"/> 新たな住宅地の開発検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若い世代の定住や村外から通勤する人の職住近接を実現するとともに、村内での経済活動や地域コミュニティを維持していくには、人口を維持、さらには増加させていく必要がある。そこで、長期的な視点のもと、計画的に宅地供給を推進できるように、都市計画区域の見直しについて検討を進める。</li> <li>・一方で、新規住宅地開発に伴う財政負担や人口増加による学校等施設への影響が少なくなるように、10年を一区切りとして、周辺環境に調和した住宅地の整備を検討する。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 買い物弱者に対する支援方策の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在実施している買い物バスについて、村外の大型ショッピングセンターへの運行など、住民の日常生活を支援する仕組みを検討する。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 防災拠点機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所屋上における防災カメラ設置やドローン整備などにより、高い位置から周辺の川や道路等の状況を把握し、災害対策室を中心とした一元的な災害対策を行えるように努める。</li> <li>・避難所での食糧供給など、災害時の住民支援体制を再構築し、避難所機能の強化に努める。</li> </ul>

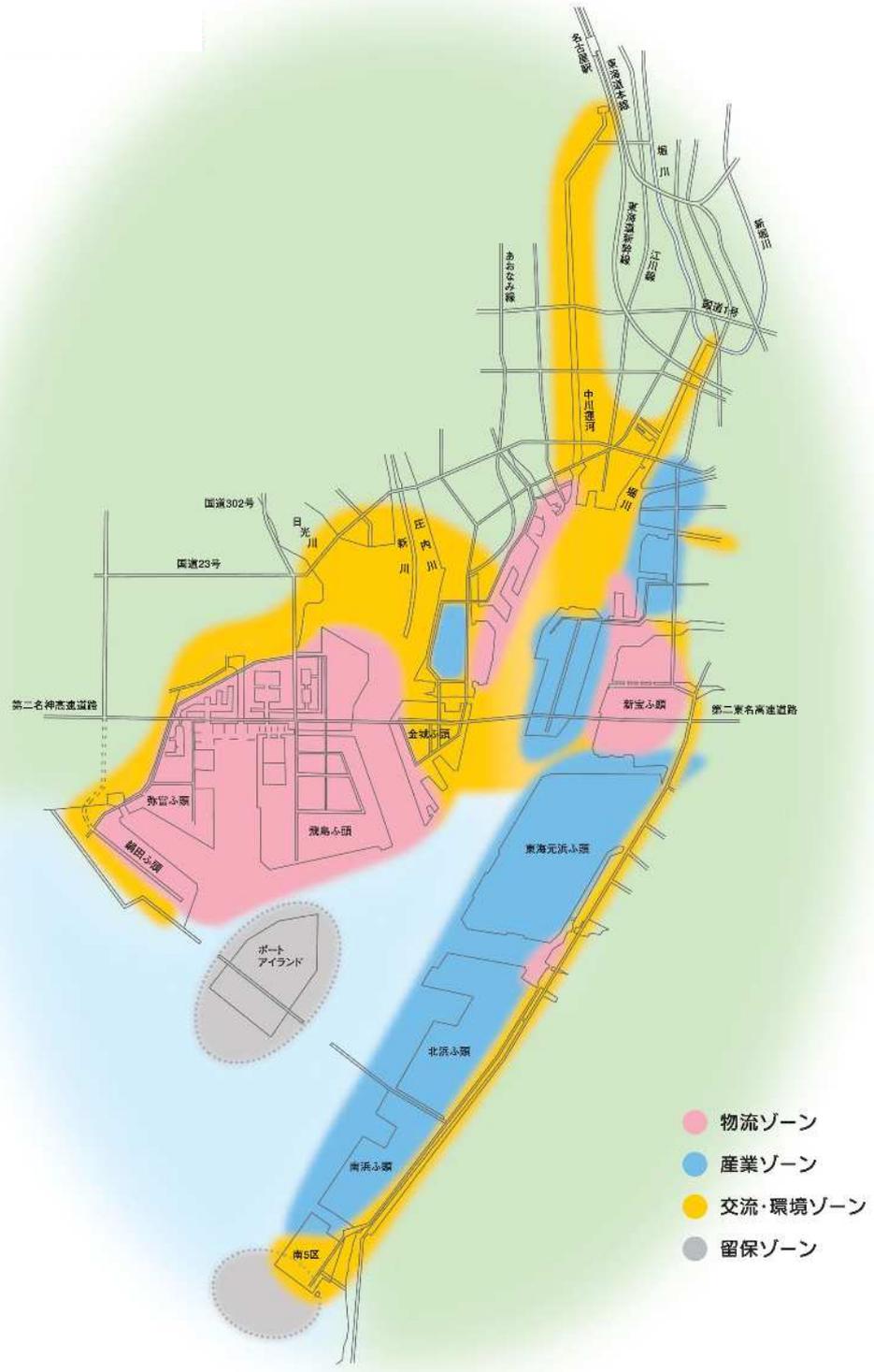
(3) 名古屋港の針路

項目	内容						
目標年次	2007（平成19）年から概ね20年先（2027年頃）の時期を想定している。						
将来目標	<p><b>きらめき愛される港</b></p>						
<p>分野別 将来イメージ</p>	<p>○グローバルロジスティクスの港 《物流》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本目標1：国際・国内海上輸送機能の強化</li> <li>・基本目標2：ロジスティクスハブ機能の強化</li> </ul> <p>○ものづくりの港 《産業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本目標：産業の高度化・新展開・創出</li> </ul> <p>○夢のふくらむ港 《交流》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本目標：うるおいと魅力ある港湾空間の形成</li> </ul> <p>○環境にやさしい港 《環境》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本目標：良好な港湾環境の形成</li> </ul> <p>○安全な港 《安全》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本目標：安全性・信頼性・危機管理の向上</li> </ul>						
<p>空間利用 のゾーニング のイメージ</p>	<p>①将来の空間利用の方向性</p> <table border="1" data-bbox="386 1115 1426 1675"> <tbody> <tr> <td data-bbox="386 1115 509 1435">物 流</td> <td data-bbox="509 1115 1426 1435"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代高規格コンテナターミナルを中核として、飛島ふ頭と鍋田ふ頭を中心とするコンテナ機能の拠点化を推進する。</li> <li>・広域流通拠点の形成などロジスティクス機能の集積や道路・航路体系の充実、航空輸送との連携など、陸海空を結ぶマルチモーダルな環境整備を推進する。</li> <li>・これらの推進とあわせて、貨物取扱形態の変化に注視しながら物流用地の確保や柔軟な土地利用などにより、西部地区を中心に効率的で質の高い物流ゾーンを形成する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1435 509 1518">産 業</td> <td data-bbox="509 1435 1426 1518"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空宇宙をはじめとする多様な産業が立地する西部地区は、周辺の土地利用を踏まえ物流や生産関連の誘導を推進する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1518 509 1675">安 全</td> <td data-bbox="509 1518 1426 1675"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・背後地域を高潮や津波から守るための防護機能の強化を図るとともに、耐震強化岸壁整備や液状化対策をはじめとして、港湾施設、防災施設、保安施設の計画的な更新と強化、水面を活用した緊急輸送ネットワークの充実を図る。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	物 流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代高規格コンテナターミナルを中核として、飛島ふ頭と鍋田ふ頭を中心とするコンテナ機能の拠点化を推進する。</li> <li>・広域流通拠点の形成などロジスティクス機能の集積や道路・航路体系の充実、航空輸送との連携など、陸海空を結ぶマルチモーダルな環境整備を推進する。</li> <li>・これらの推進とあわせて、貨物取扱形態の変化に注視しながら物流用地の確保や柔軟な土地利用などにより、西部地区を中心に効率的で質の高い物流ゾーンを形成する。</li> </ul>	産 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空宇宙をはじめとする多様な産業が立地する西部地区は、周辺の土地利用を踏まえ物流や生産関連の誘導を推進する。</li> </ul>	安 全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・背後地域を高潮や津波から守るための防護機能の強化を図るとともに、耐震強化岸壁整備や液状化対策をはじめとして、港湾施設、防災施設、保安施設の計画的な更新と強化、水面を活用した緊急輸送ネットワークの充実を図る。</li> </ul>
物 流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代高規格コンテナターミナルを中核として、飛島ふ頭と鍋田ふ頭を中心とするコンテナ機能の拠点化を推進する。</li> <li>・広域流通拠点の形成などロジスティクス機能の集積や道路・航路体系の充実、航空輸送との連携など、陸海空を結ぶマルチモーダルな環境整備を推進する。</li> <li>・これらの推進とあわせて、貨物取扱形態の変化に注視しながら物流用地の確保や柔軟な土地利用などにより、西部地区を中心に効率的で質の高い物流ゾーンを形成する。</li> </ul>						
産 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空宇宙をはじめとする多様な産業が立地する西部地区は、周辺の土地利用を踏まえ物流や生産関連の誘導を推進する。</li> </ul>						
安 全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・背後地域を高潮や津波から守るための防護機能の強化を図るとともに、耐震強化岸壁整備や液状化対策をはじめとして、港湾施設、防災施設、保安施設の計画的な更新と強化、水面を活用した緊急輸送ネットワークの充実を図る。</li> </ul>						

②ゾーニング

【ゾーニングのイメージ図】

空間利用  
のゾーニング  
のイメージ

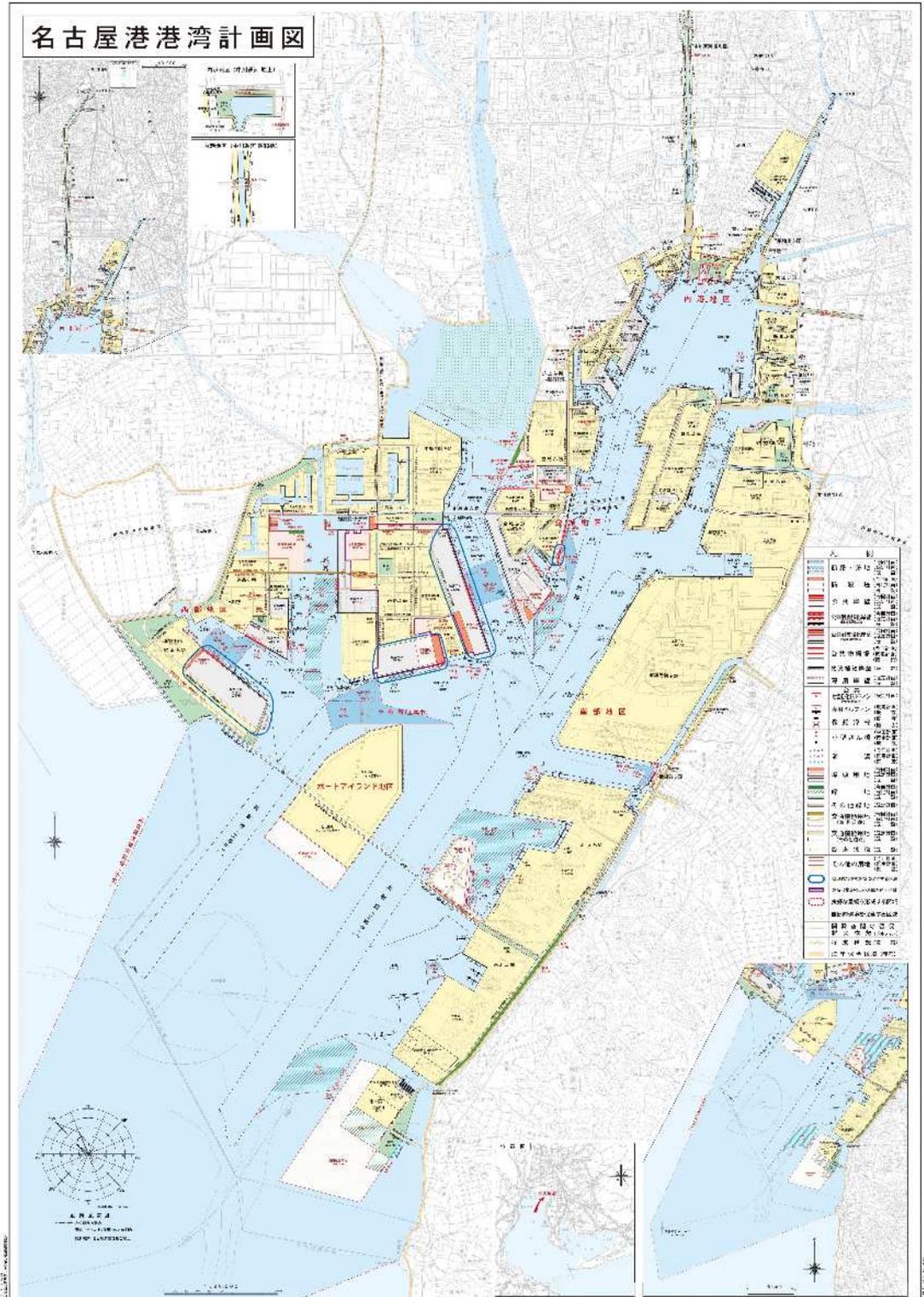


## (4) 名古屋港港湾計画

項目	内容
目標年次	平成 30 年代後半
港湾計画の方針	<p>(1) コンテナ・完成自動車・バルク取扱機能の強化と安全で円滑な航路・道路体系の構築</p> <p>・我が国の基幹産業である自動車関連産業に加えて、次世代産業である航空機産業など中部地域に集積するものづくり産業の国際競争力強化と、背後に暮らす人々の生活の質の向上を支えるため、物流機能の更なる強化を図る。そして、輸出入貨物の更なる増加や貿易額の拡大を図ることにより、我が国経済・産業の活性化と富の創出に貢献する。</p> <p>① コンテナ取扱機能の強化</p> <p>② 完成自動車取扱機能の強化</p> <p>③ バルク貨物取扱機能の強化</p> <p>④ 安全で円滑な航路・道路体系の構築</p> <p>(2) 安全・安心な港湾の構築</p> <p>・地震・津波・高潮などの大規模災害に対して、背後住民の生命・財産や背後地域の産業活動を守るため、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策を進める。そのため、平時から防災訓練の実施や関係機関との連携強化、港湾 BCP の実効性の向上に取り組む。また、被災時において、緊急物資等の円滑な輸送を確保し、地域経済等への影響を最小限にとどめ、早期に復旧・復興できるよう、耐震強化岸壁の適正配置など災害に強い港づくりを図る。</p> <p>(3) 魅力ある交流空間と良好な港湾環境の形成</p> <p>・地域の活性化や交流を促進するため、旅客船埠頭やフェリー埠頭等を適正に配置することにより、クルーズ船の大型化や寄港増加等に対応できる、より魅力ある交流空間の形成を図る。</p> <p>・身近で親しまれる港湾環境の創出とともに、生物多様性に配慮し、港湾活動に伴う環境負荷軽減を図るため、緑地の拡充や、港内に残された干潟の保全などにより、良好な港湾環境の形成を図る。また、小型船舶を適正に収容できる施設の拡充等により、秩序ある港湾空間の形成を図る。</p> <p>(4) 港湾空間のゾーニング</p> <p>・多様な機能を適正に配置し、効率性、快適性など質の高い港湾空間を形成するため、以下のように利用する。</p> <p>① 西部地区東側・西側は、コンテナを扱う物流関連ゾーン(コンテナ)とする。</p> <p>② 西部地区の中央部及び内港地区の東側・西側は、一般貨物など、金城地区の西側及び南部地区の北側は、完成自動車道等、南部地区の中央部は、穀物等を扱う物流関連ゾーン(一般貨物)とする。</p> <p>③ 内港地区の東側から南部地区の中央部、金城地区の北側及び西部地区の北側は、生産ゾーンとする。</p> <p>④ 内港地区の南側、南部地区の中央部から南側及び西部地区の東側は、エネルギー関連ゾーンとする。</p>

- ⑤ 内港地区の北側、金城地区の東側及び南部地区の南側は、交流拠点ゾーンとする。
- ⑥ 西部地区の外縁部及び庄内川河口部は、環境保全ゾーンとする。
- ⑦ ポートアイランド地区は、留保ゾーンとする。

名古屋港  
港湾計画図



## 2. 現況の整理

### (1) 位置・地勢

本村は愛知県の南西部、海部郡の南部に位置し、東は日光川の中央を境に蟹江町及び名古屋市港区、西及び北は弥富市、南は伊勢湾の最北部に面しています。筏川と日光川に挟まれた農村地帯である北部と、名古屋港西部地区の一角を構成している工業地帯である南部に区分されます。北部は干拓造成した地域で、海拔ゼロメートル地帯であり、排水は全て機械排水に頼っています。南部は伊勢湾を埋立造成した地域となっています。

#### <飛島村の位置>

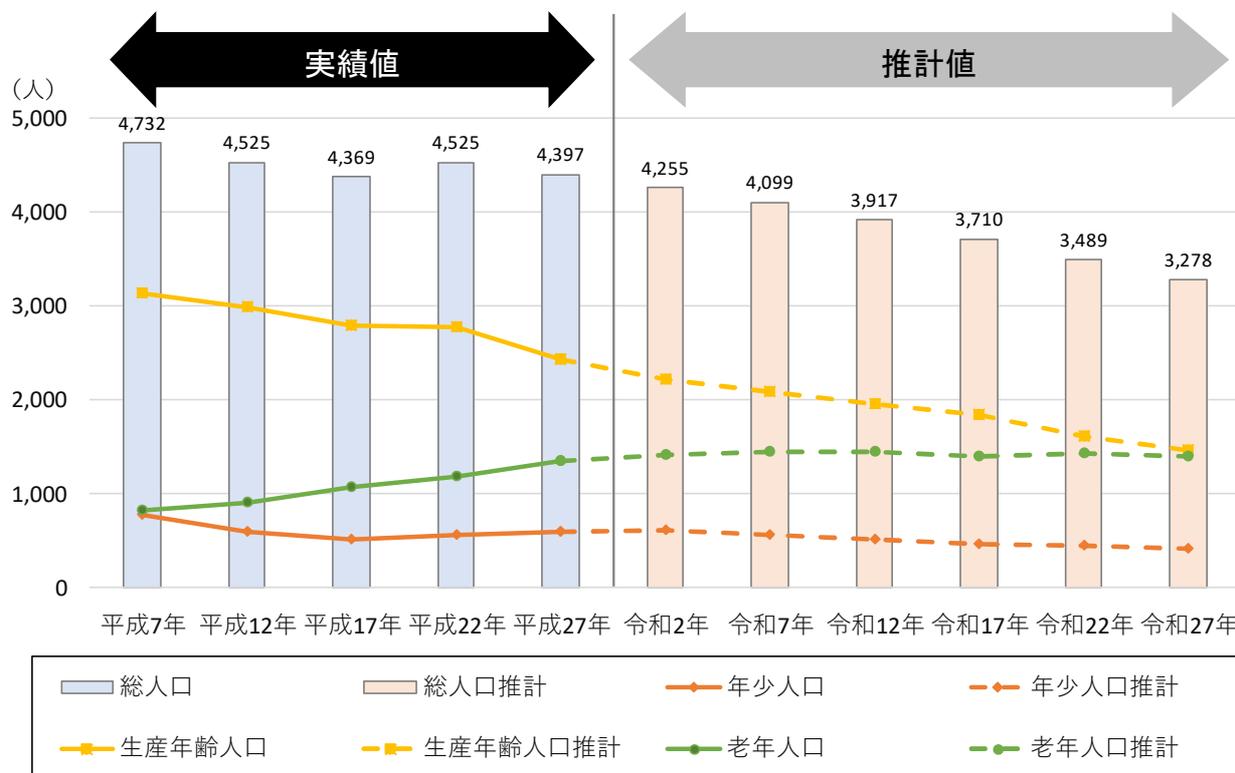


(2) 人口

本村の人口は、平成27年国勢調査では4,397人、世帯数は1,259世帯であり、1世帯当たり人員は3.49人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本村の人口は減少を続け、令和27年には3,278人となり平成27年比で約25%の人口減少が想定されています。年少人口（0～14歳）は令和2年をピークにその後減少傾向となり、生産年齢人口（15～64歳）は平成27年以降も減少傾向が続くことが想定されています。老年人口（65歳以上）の年齢別人口構成比は、令和22年に40%を超え、令和27年には生産年齢人口と老年人口が1.7%差でほぼ同数となり、少子高齢化が進行することが想定されています。

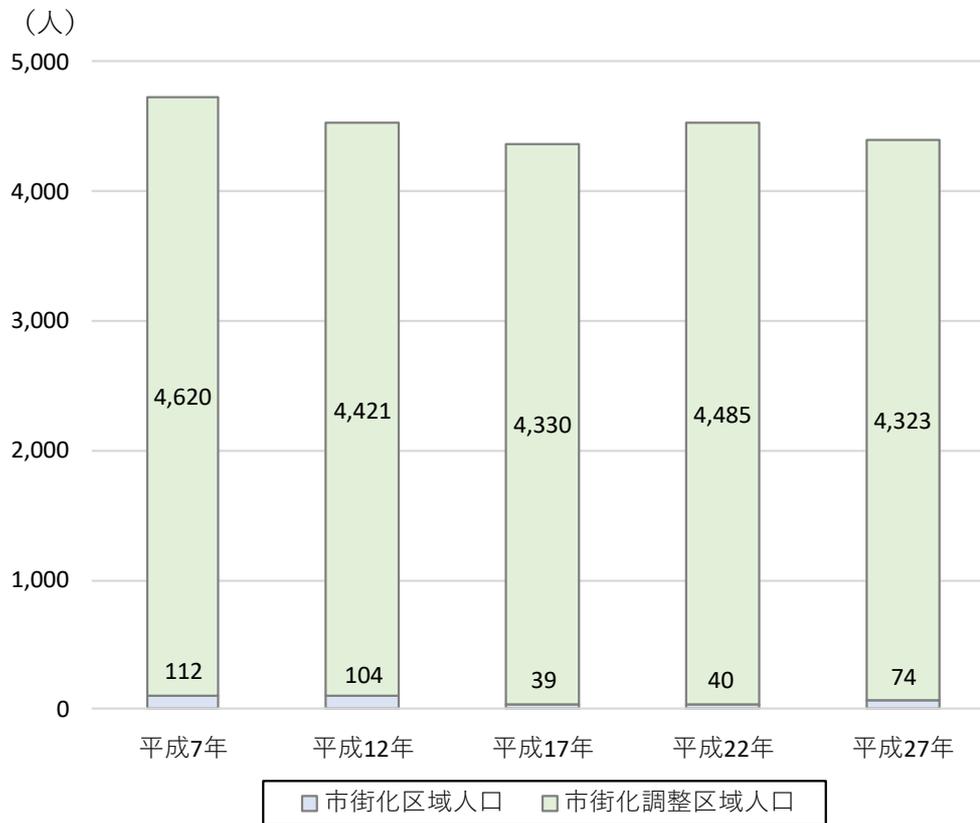
<人口の将来推計>



(資料: 国勢調査及び平成30年度国立社会保障・人口問題研究所)

本村の市街化区域は、全域が工業系用途地域に指定されています。そのため、平成27年の市街化区域の人口は、全体の1.7%とごくわずかであり、村内における居住地は主に北部の市街化調整区域となっています。

<市街化区域・市街化調整区域別人口の推移>



(資料：平成28年度 都市計画基礎調査)

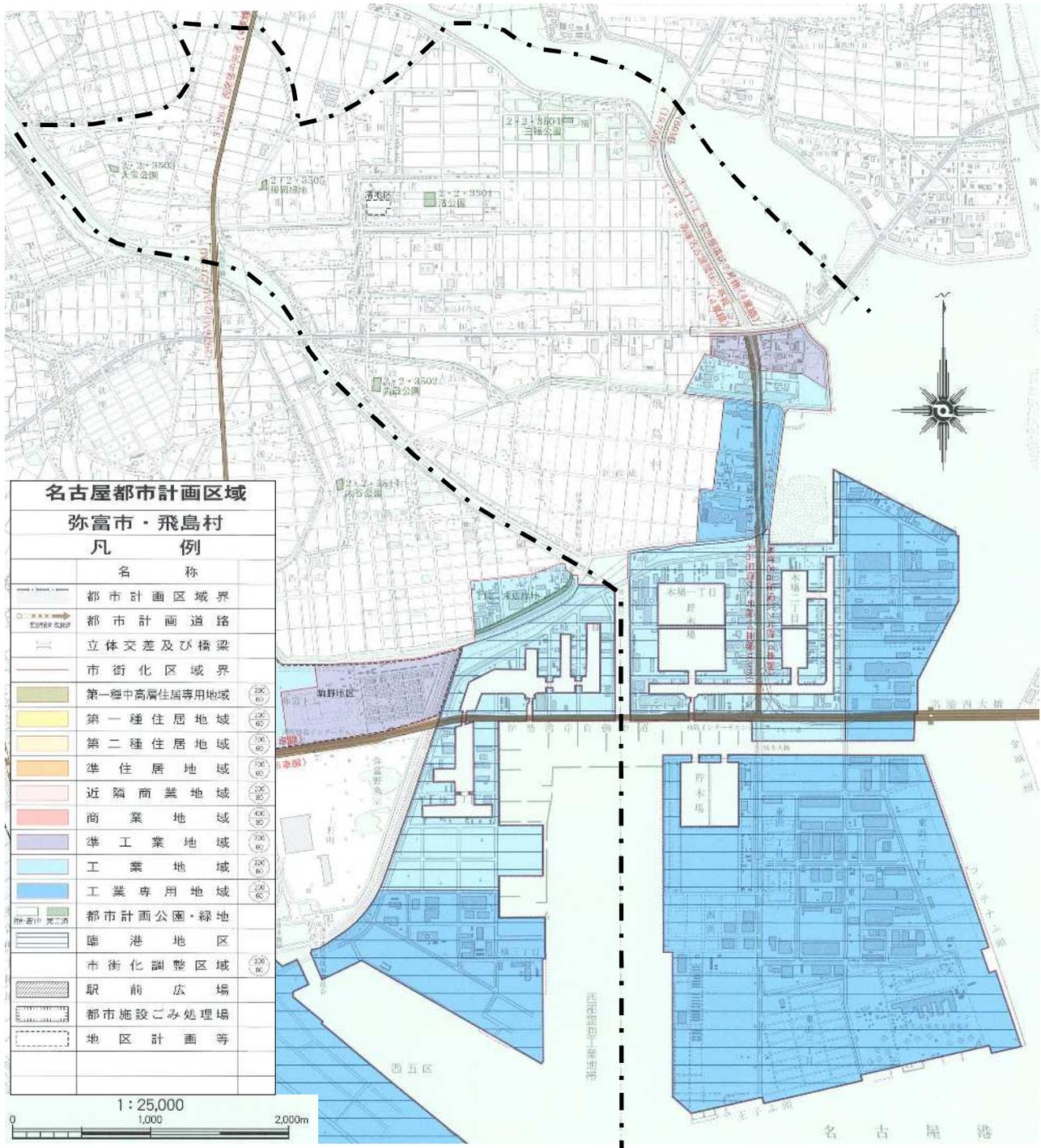
(3) 土地利用

① 土地利用規制

本村は、南部が市街化区域、北部が市街化調整区域に指定されています。市街化区域の面積は887.5haであり、全域が工業系用途地域に指定されています。本村全域に対する用途地域の指定面積は、工業専用地域が30.5%、工業地域が8.1%、準工業地域が1.0%となっています。

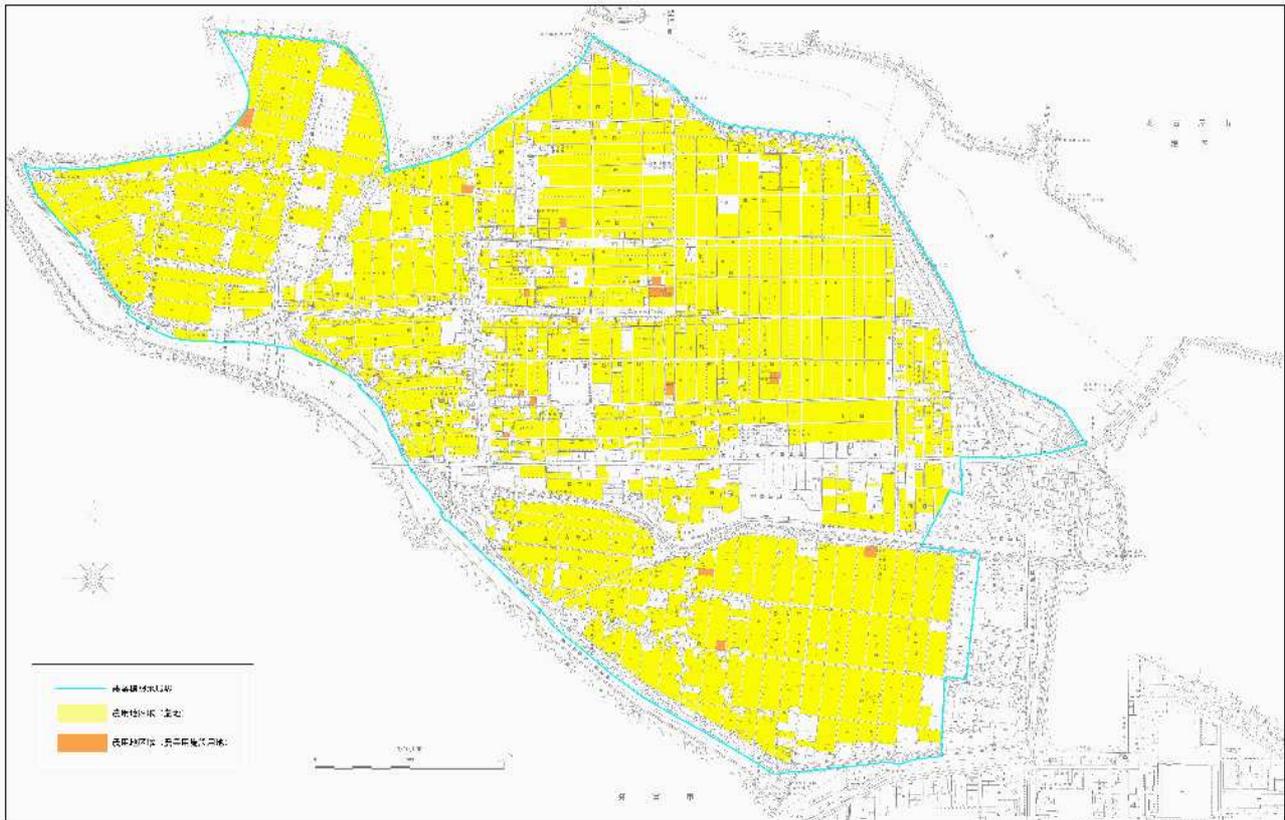
市街化調整区域の面積は1,354haで、河川を除く全域が農業振興地域に指定されており、幹線道路沿いや連担家屋周辺等を除く大部分が農用地区域となっています。

<都市計画による指定状況>



(資料：平成30年 名古屋都市計画総括図)

<農業振興地域、農用地区域の指定状況>



(資料：農業振興地域整備計画)

②土地利用の現況

平成21年から平成30年の10年間の農地転用状況は、年ごとにばらつきはありますが、年平均で件数は28件程度、面積は2.7ha程度が農地転用されています。

<農地転用の状況>

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平均
件数(件)	29	27	12	33	35	20	26	26	36	34	28
面積(ha)	1.8	2.9	1.6	3.2	2	4.4	1.6	4.1	2.6	2.3	2.7

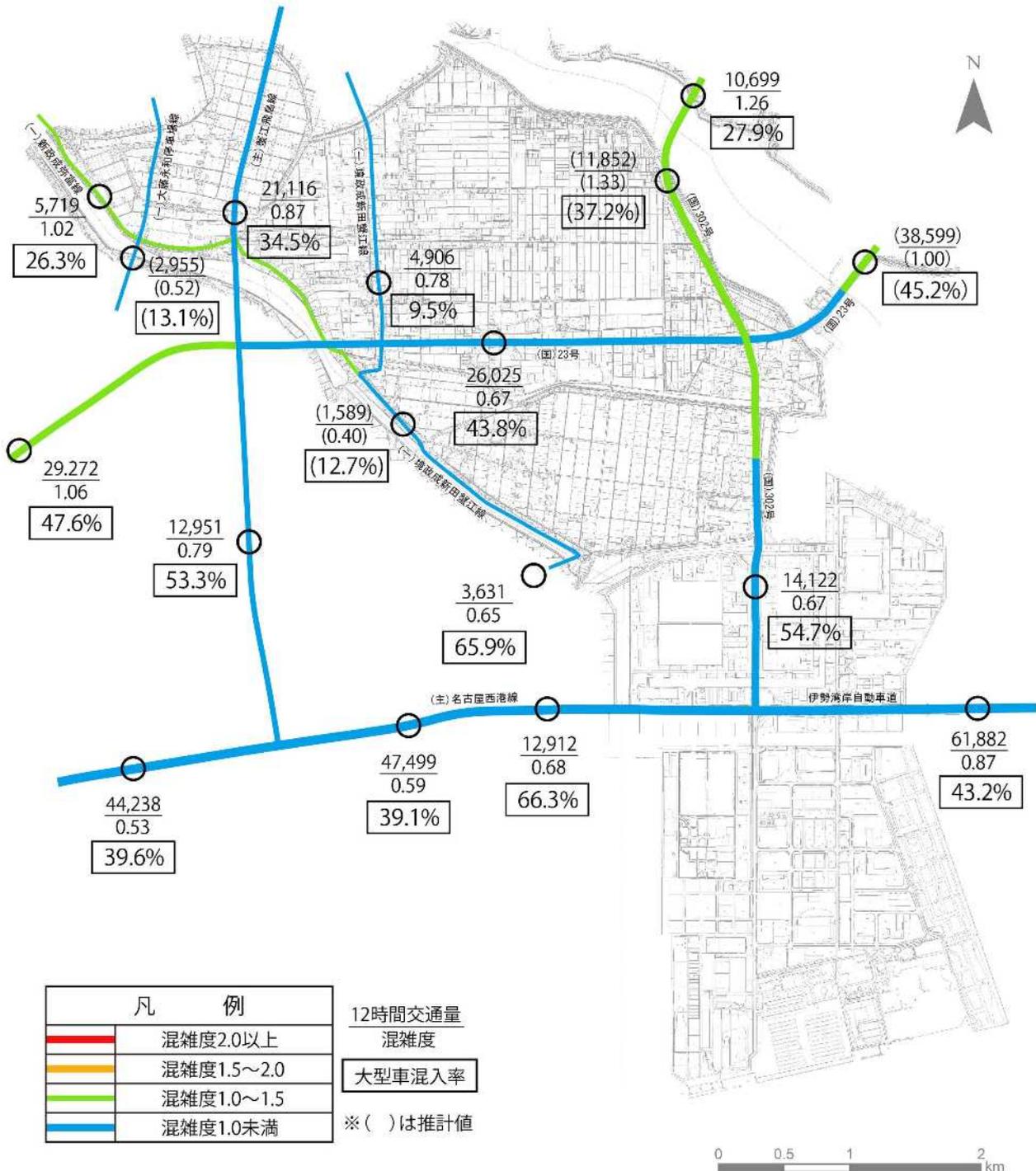
(資料：経済課)

(4) 交通体系

①主要道路の混雑度

本村の主要道路の混雑度は、国道302号の新政成東交差点以北の平日混雑度は1.33と高いですが、新政成東交差点以南では0.67で混雑する可能性は低くなっています。国道23号についても、主要地方道蟹江飛島線以西及び国道302号以東では1.00以上ですが、村内では0.67となっています。また、県道新政成弥富線は1.02となっています。

<主要道路の12時間混雑度(平日)(平成27年)>

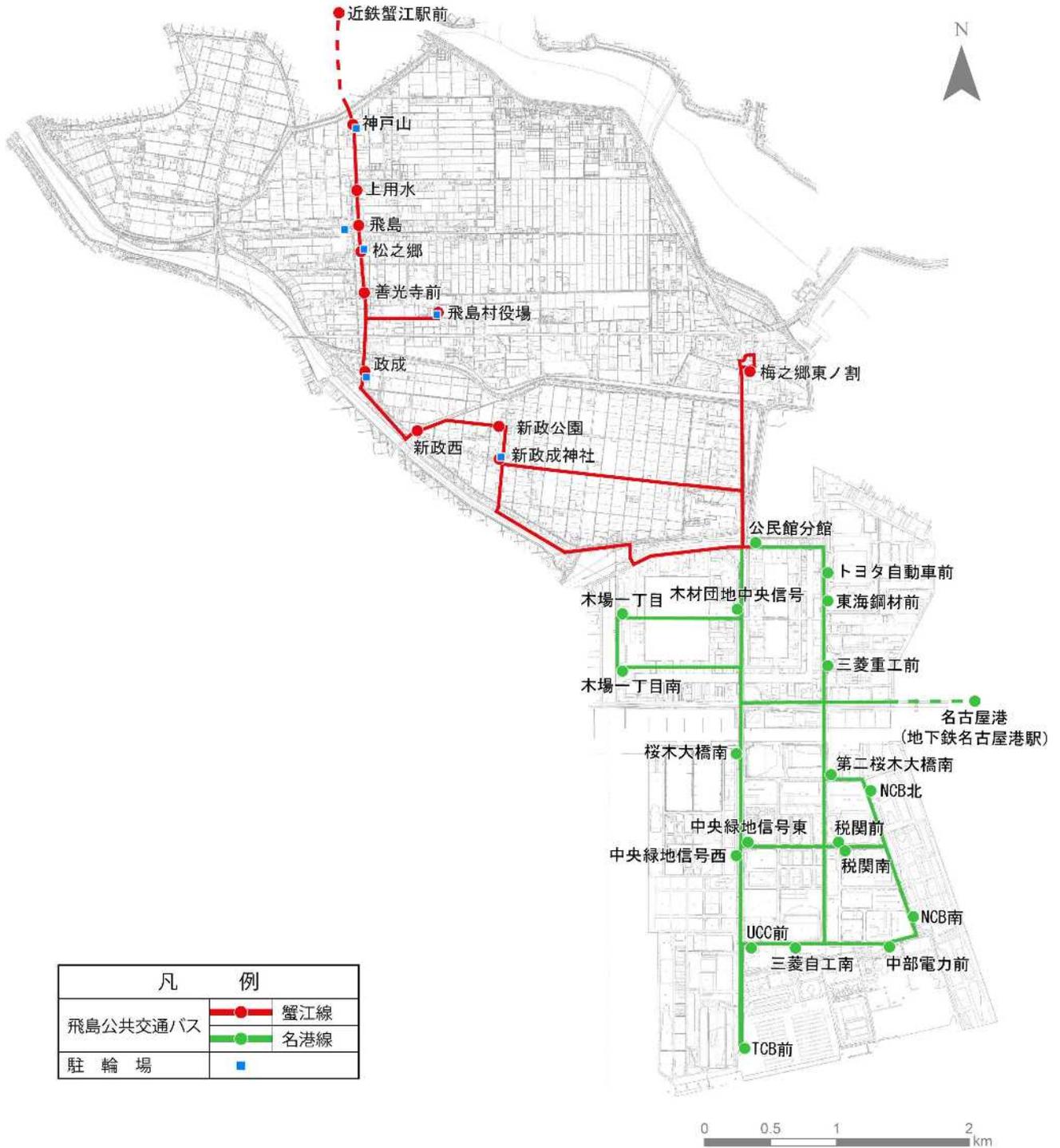


(資料：平成27年 道路交通センサス)

②公共交通

本村内には鉄道はなく、公共交通はバスが主となっています。

平成21年度から飛島公共交通バスの運行を開始しており、現在本村臨海部（木場・金岡・東浜方面）と、名古屋港を結ぶ名港線及び本村と近鉄蟹江駅を結ぶ蟹江線の2路線が運行しています。また、駐輪場は6箇所整備されています。

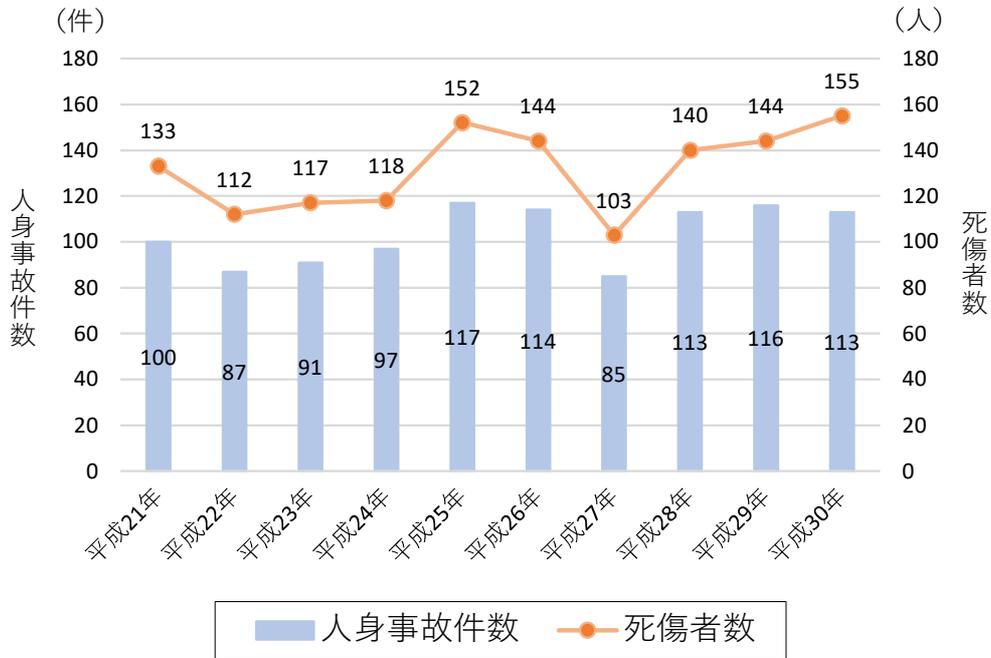


(資料：企画課)

③交通事故

平成21年から平成30年までの10年間の交通事故による人身事故件数は、年間約80～120件、負傷者数は年間約100～160人となっており、ともにほぼ横ばいで推移しています。

＜交通事故（人身事故）件数及び負傷者数の推移＞



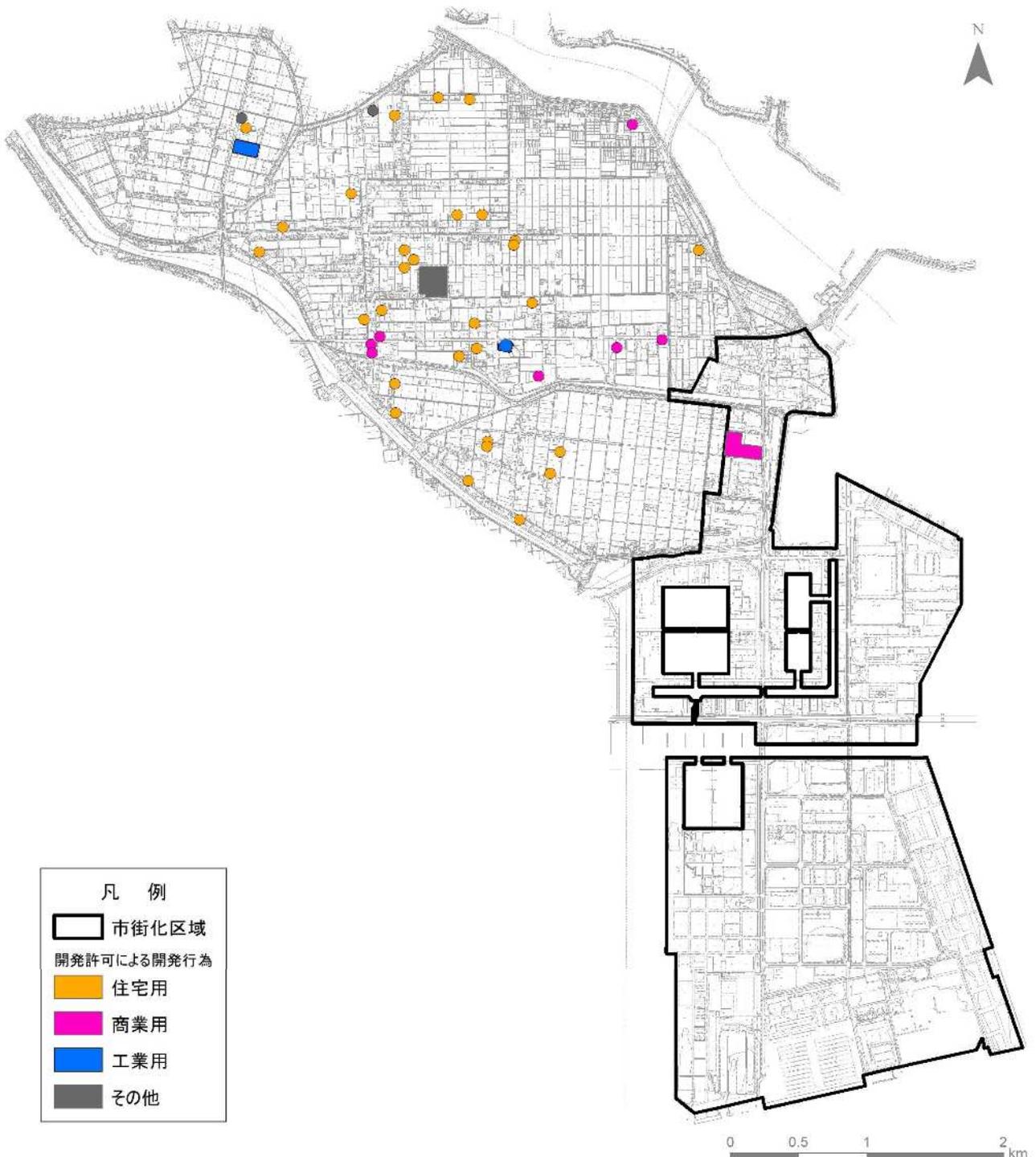
(資料：建設課)

## (5) 市街化動向

## ① 開発の動向

都市計画基礎調査による平成19年から平成25年にかけての宅地開発及び開発許可状況を見ると、宅地開発は行われておらず、市街化区域において商業用の開発行為が行われています。市街化調整区域では、松之郷地区で教育施設の立地を目的とした開発行為、大宝・八島地区では物流系施設の立地による開発行為が行われています。

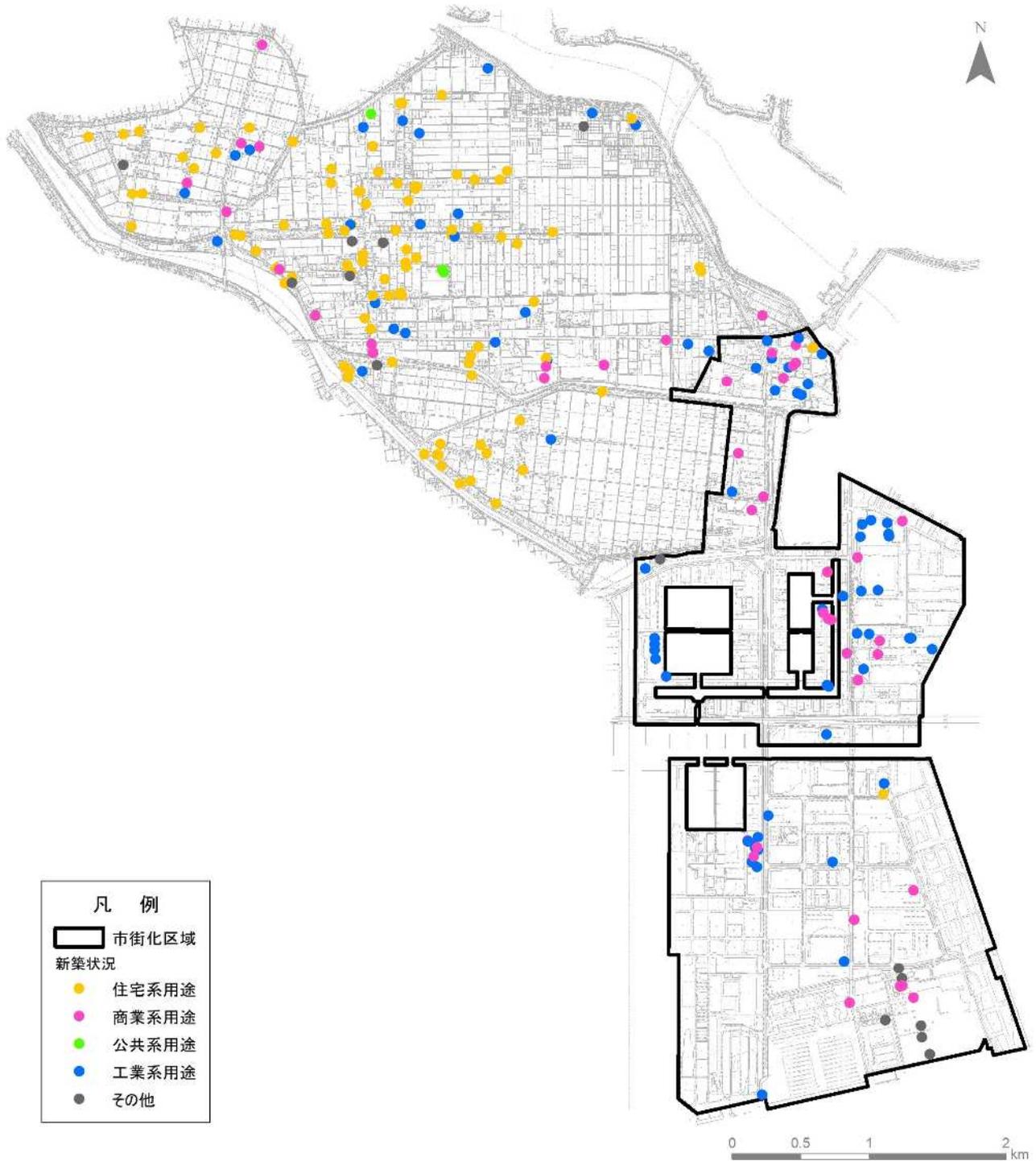
<宅地開発・開発許可状況 平成19年～平成25年>



(資料：都市計画基礎調査)

都市計画基礎調査による平成24年から平成28年にかけての市街化区域・市街化調整区域の新築状況を見ると、市街化区域では工業系用途及び商業系用途の新築が多く、市街化調整区域では住居系用途の新築が多くなっています。

〈市街化区域・市街化調整区域の新築状況 平成24年～平成28年〉



(資料：都市計画基礎調査)

(6) 都市基盤・都市施設

①都市計画道路

本村において、都市計画道路は5路線が決定されており、伊勢湾岸道路、西尾張中央道、鍋田木場線は整備済みとなっています。

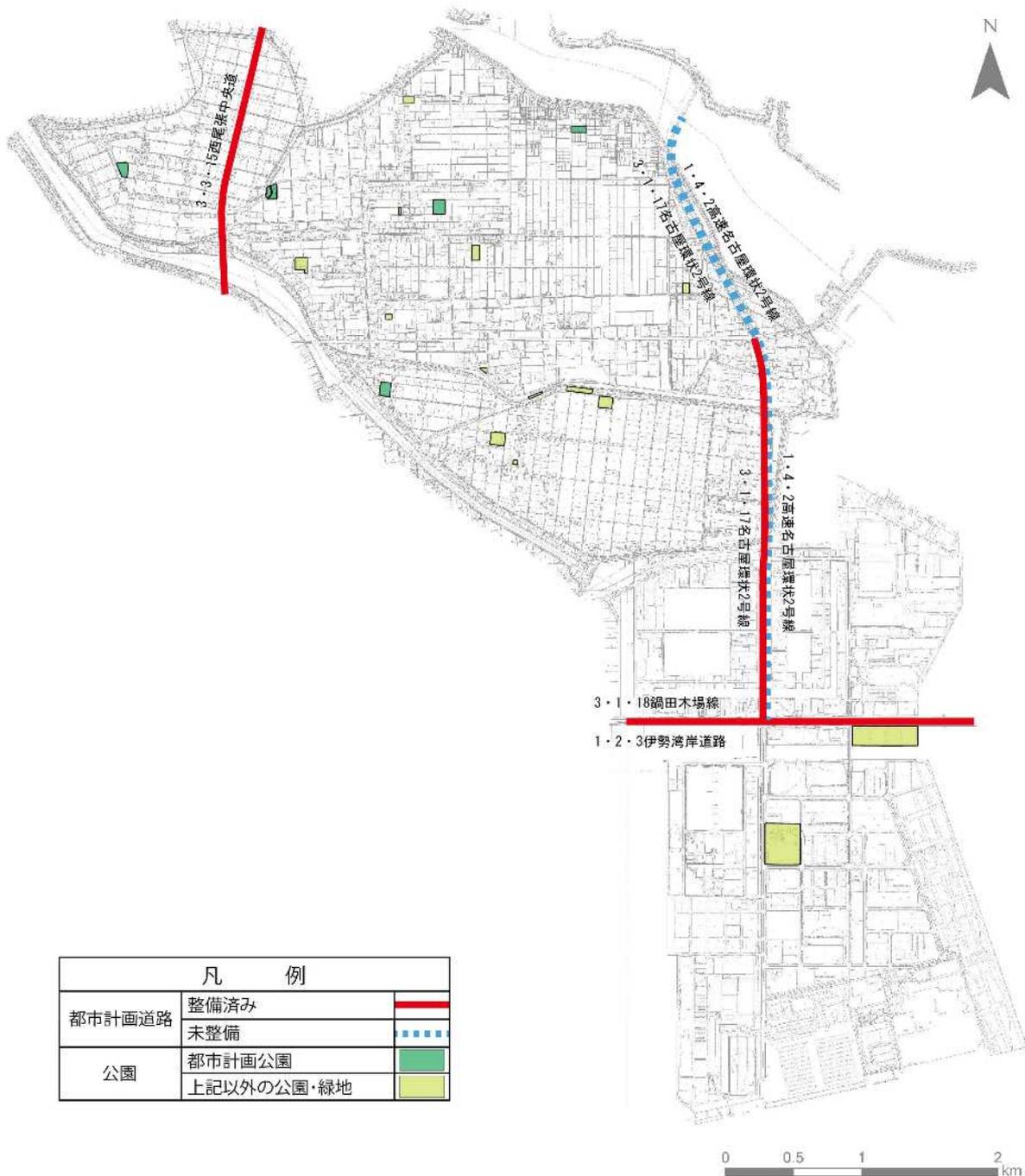
②公園

本村には、都市計画決定されている公園が5か所あり、全て整備済みとなっています。面積の合計は71,187㎡であり、平成31年度の市街化調整区域内に居住する人口1人当たりの面積はおよそ15㎡となっています。

③河川・水路

河川は本村の東を日光川、西を筏川が流れています。水路は本村の北を古川、中央部を下川が西から東へ流れ、海拔ゼロメートル地帯であることから、各所に排水機場が設けられており、機械による排水が行われています。

<都市計画道路及び公園の整備状況>



凡 例		
都市計画道路	整備済み	
	未整備	
公園	都市計画公園	
	上記以外の公園・緑地	

(資料：建設課)

(7) その他公共公益施設等整備

①公共公益施設等

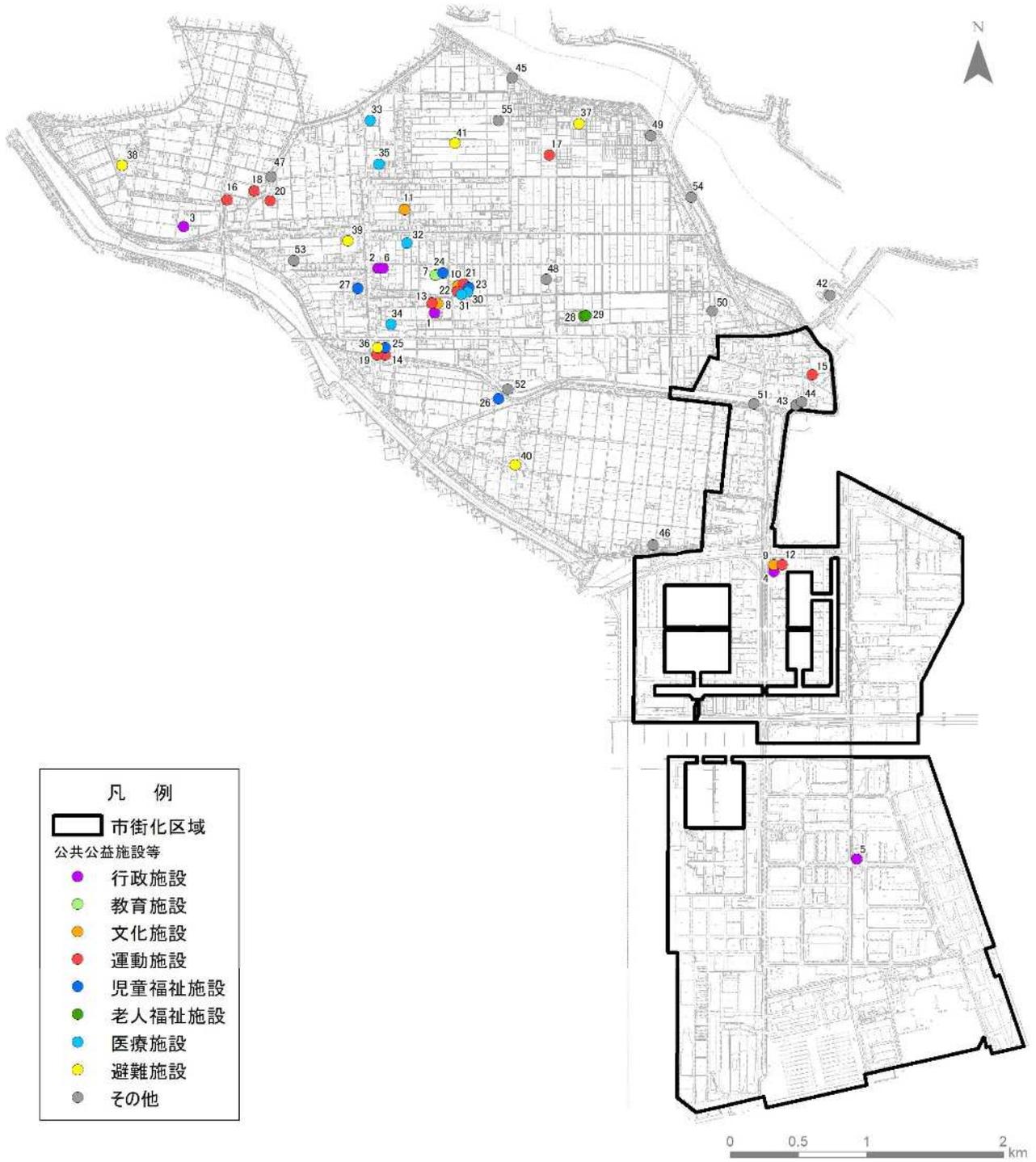
本村には、下表のような公共公益施設等が立地しており、多くが市街化調整区域に立地しています。

<公共公益施設等一覧>

区分		番号	名称
行政施設	役場	1	飛島村役場
	交番	2	蟹江警察署海部南部交番
	消防署	3	海部南部消防組合消防本部海部南部消防署
		4	海部南部消防組合消防本部海部南部消防署南出張所
	税関	5	名古屋税関西部出張所
	産業会館	6	飛島村産業会館
教育施設		7	飛島学園
文化施設	公民館	8	中央公民館（飛島村総合社会教育センター）
		9	公民館分館（公民館棟）
	図書館	10	飛島村図書館（飛島村すこやかセンター）
	集会所	11	渚コミュニティーセンター
運動施設	体育館	12	公民館分館（体育館棟）
		13	総合体育館（飛島村総合社会教育センター）
		14	南部体育館
	野球場	15	東グラウンド
	サッカー場	16	大宝サッカー場
		17	三福サッカー場
	庭球場	18	村民庭球場
	運動場	19	南部運動場
	ソフトボール場	20	古台ソフトボール場
	プール	21	飛島村温水プール（飛島村すこやかセンター）
トレーニングルーム	22	飛島村トレーニングルーム（飛島村すこやかセンター）	
児童福祉施設		23	飛島村児童館（飛島村すこやかセンター）
		24	飛島村児童クラブ
		25	飛島村子育て支援センター
		26	第一保育所
		27	飛島保育園
老人福祉施設		28	敬老センター（ふれあいの郷）
		29	シルバー人材センター（ふれあいの郷）
医療施設		30	飛島村保健センター（飛島村すこやかセンター）
		31	地域包括支援センター（飛島村すこやかセンター）
		32	太田医院
		33	加藤胃腸科内科 とびしまこどもクリニック
		34	渡辺歯科
		35	ステップ歯科クリニック
避難施設		36	飛島村南拠点避難所
		37	飛島村三福一時避難所
		38	飛島村大宝一時避難所
		39	飛島村北拠点避難所
		40	飛島村新政成一時避難所
		41	飛島村服岡一時避難所
その他	排水機場	42	日光川排水機場、日光川河口排水機場
		43	飛島第一排水機場
		44	飛島第二排水機場
		45	服岡排水機場
		46	政成排水処理施設
	農業集落排水処理施設	47	大服排水処理施設
		48	渚松之郷排水処理施設
		49	三福排水処理施設
		50	梅之郷排水処理施設
		51	南竹堤排水処理施設
		52	竹之郷排水処理施設
		53	元起排水処理施設
	火葬場	54	飛島聖苑
	ごみ投棄場	55	服岡投棄場

（資料：建設課）

<公共公益施設等分布>

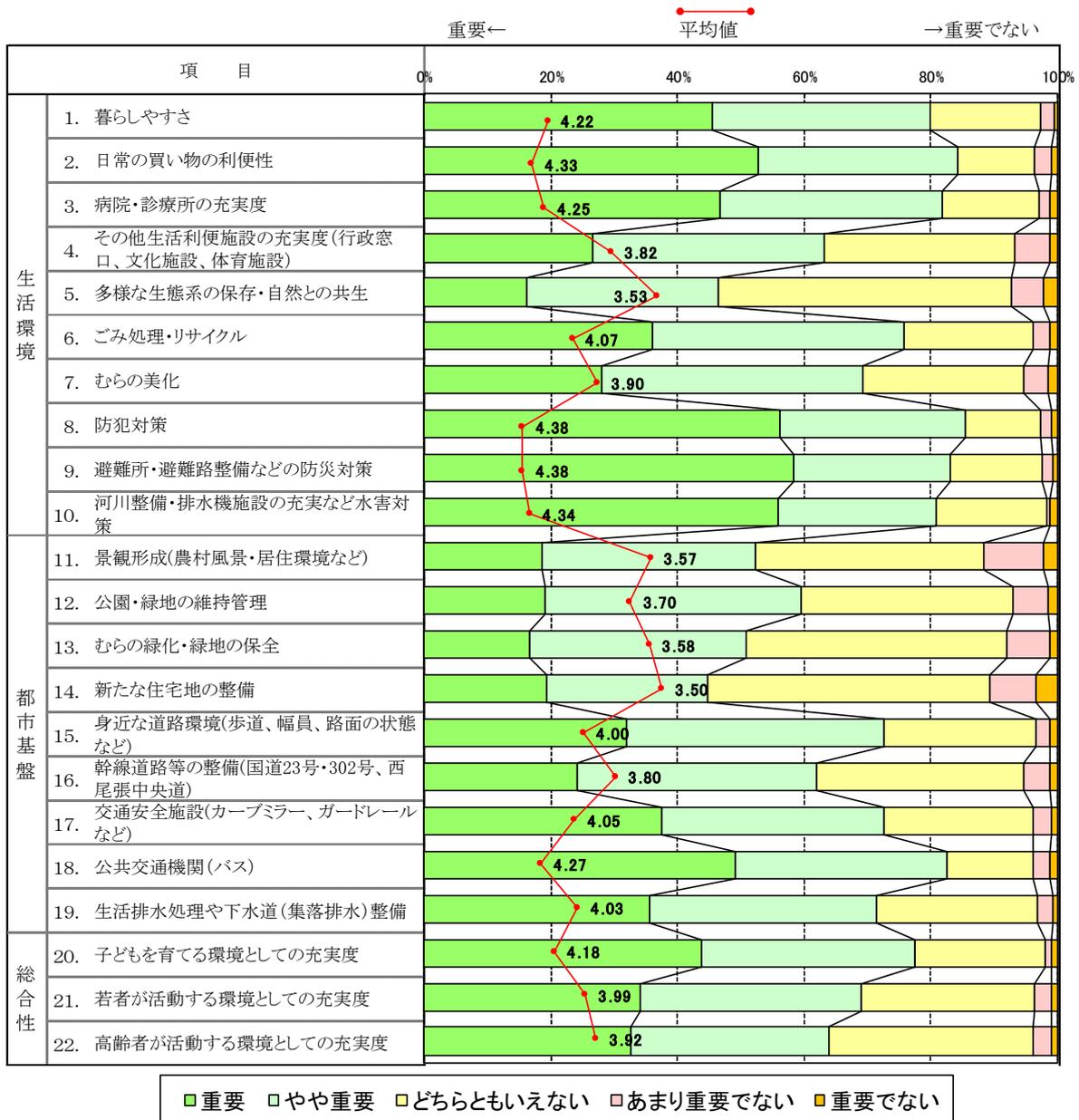


(資料：建設課)

### 3. 飛島村むらづくりアンケートの結果

#### (1) 住民に対するアンケートの結果

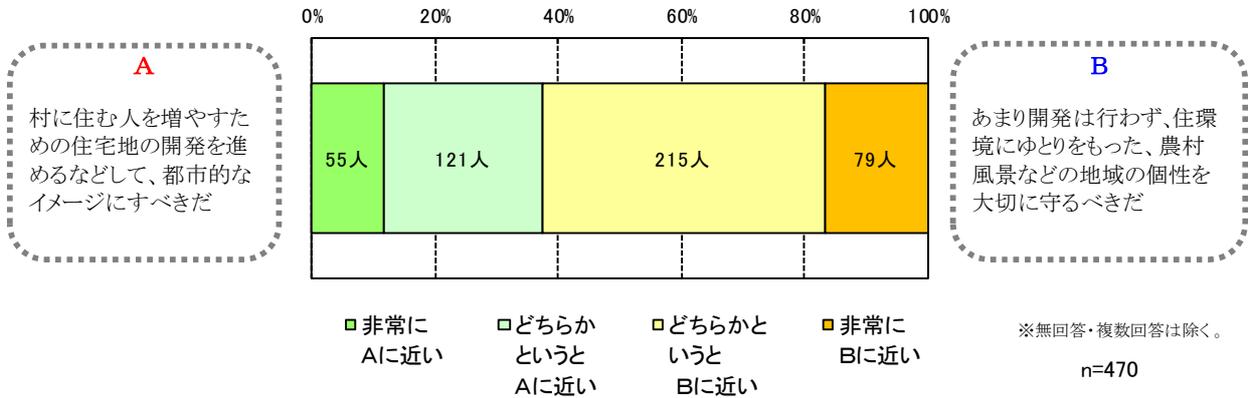
○今後の飛島村にとって最も重要度が高い項目は、「防犯対策」及び「避難所・避難路整備などの防災対策」で、次いで「河川整備・排水機施設の充実など水害対策」「日常の買い物の利便性」「公共交通機関（バス）」となっており、防災・安全関連、生活利便性関連の項目について重要度が高くなっています。



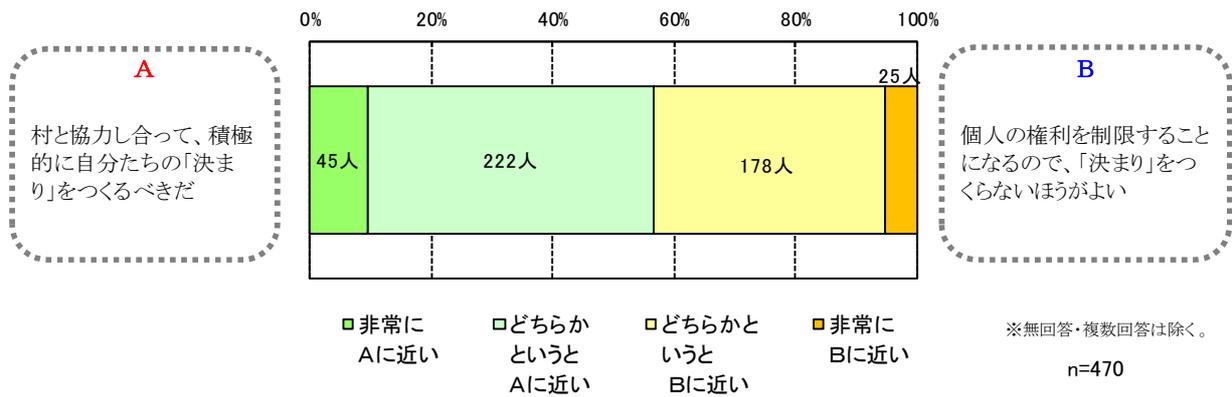
※平均値(重要・・・5、やや重要・・・4、どちらともいえない・・・3、あまり重要でない・・・2、重要でない・・・1)

※折れ線は平均値。無回答は除く。

○将来の「むらのイメージ」について、「B：あまり開発は行わず、住環境にゆとりをもった、農村風景などの地域の個性を大切に守るべきだ」寄りの意見が多くなっています。

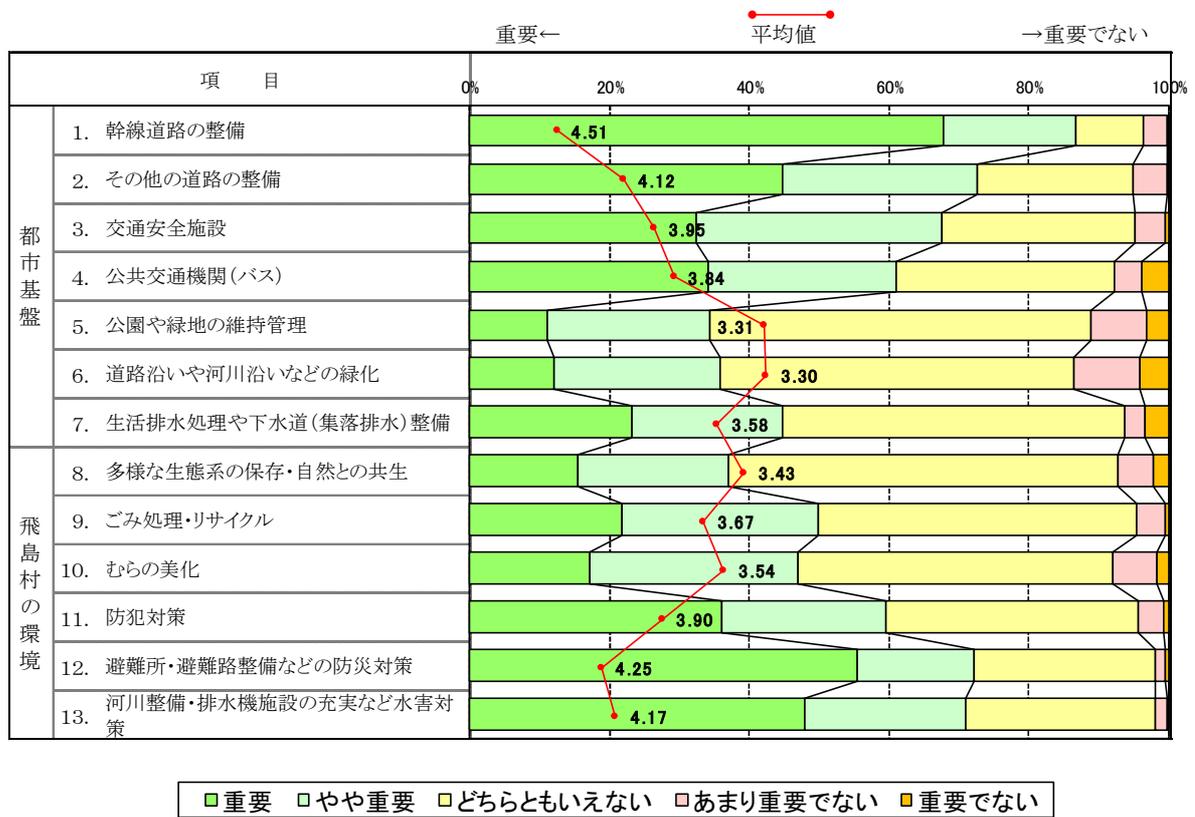


○景観への配慮に関する決まりについて、「A：村と協力し合って、積極的に自分たちの「決まり」をつくるべきだ」寄りの意見が多くなっています。



(2) 在勤者に対するアンケートの結果

○今後の飛島村にとって最も重要度が高い項目は、「幹線道路の整備」であり、次いで「避難所・避難路整備などの防災対策」「河川整備・排水機施設の充実など水害対策」となっており、交通関連、防災関連の項目について重要度が高くなっています。



※平均値(重要・・・5、やや重要・・・4、どちらともいえない・・・3、あまり重要でない・・・2、重要でない・・・1)

※折れ線は平均値。無回答は除く。

○飛島村内の幹線道路沿道(国道23号・302号、西尾張中央道)について、物販や飲食店などの商業施設の立地が求められています。

選択肢	件数	0%	20%	40%	60%
1. スーパーマーケット	210	54.5%			
2. コンビニエンスストア	191	49.6%			
3. ドラッグストア	175	45.5%			
4. 飲食店	198	51.4%			
5. 病院	153	39.7%			
6. その他	43	11.2%			
無回答	21	5.5%			
計	991				

## 4. 主要な課題の整理

上位計画等の方針や本村の現況、住民・在勤者に対するアンケートの結果を踏まえ、むらづくりの主要な課題を整理します。課題は大きくⅠ「土地利用」、Ⅱ「都市施設等の整備」、Ⅲ「居住環境の整備・都市景観形成・観光交流」、Ⅳ「災害対策」に関する内容に分類します。

### Ⅰ 「土地利用」について

上位計画等の方針	
・工業・物流機能のさらなる集積、次世代産業の集積を高める工業系市街地の形成（区域マス）	→課題①
・適正な土地利用の規制・誘導による優良農地の保全（区域マス）	→課題⑦
・人口の維持、増加のための計画的な宅地供給の検討（総計）	→課題③
飛島村の現況	
・人口は、減少することが見込まれています。	→課題③
・居住地は主に市街化調整区域となっています。	→課題③
・平成21年から平成30年の10年間で、年平均2.7haが農地転用されています。	→課題⑦
・国道23号や西尾張中央道の沿道・周辺では、沿道型の商業施設や業務施設等の立地が進んでいます。	→課題④、課題⑤、課題⑥
・市街化区域は、全域が工業系用途地域に指定されており、物流施設や工場等が立地しています。	→課題①
アンケート結果	
○住民の意向	
・「日常の買い物の利便性」の向上が求められています。	→課題④
○在勤者の意向	
・幹線道路沿道（国道23号・302号、西尾張中央道）について、物販や飲食店などの商業施設の立地が求められています。	→課題②、課題④、課題⑤

※上位計画等の方針の凡例

（区域マス）：名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（名古屋都市計画区域マスタープラン）

（総計）：第4次飛島村総合計画、（針）：名古屋港の針路、（港）：名古屋港港湾計画



主要な課題		
市街化区域	物流・産業	課題①：物流・産業機能の維持・増進・効率化による産業振興 課題②：就業環境の向上に資する商業施設等の利便施設の立地促進
市街化調整区域	住居系	課題③：新規住宅地の整備による定住人口の確保
	商業業務系	課題④：既存商業施設の維持及び国道23号・302号及び西尾張中央道の沿道・周辺における利便性の高い商業施設の立地の促進 課題⑤：国道23号・302号及び西尾張中央道の沿道・周辺に立地する商業・業務施設と、周辺の居住環境・農業環境との調和
	工業系	課題⑥：市街化調整区域内に立地する工場と周辺の居住環境や農業環境との調和
	農地	課題⑦：無秩序な開発の抑制による農地の保全

## II 「都市施設等の整備」について

上位計画等の方針	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域幹線道路網の充実及び空港、港湾、高速道路インターチェンジ、産業集積地などへのアクセス道路の整備の推進（区域マス）→課題①、課題⑦</li> <li>・幹線道路の整備、生活道路の維持管理、地域交通の利用促進（総計）→課題①</li> <li>・交通安全対策の推進（総計）→課題①</li> <li>・公園整備の適正化、住民参加による公園づくり（総計）→課題③</li> <li>・上下水道の適正管理、地域に親しまれる水路の整備、雨水排水対策の推進（総計）→課題④、課題⑤</li> <li>・次世代高規格コンテナターミナルを中核として、飛島ふ頭と鍋田ふ頭を中心とするコンテナ機能の拠点化の推進、陸海空を結ぶマルチモーダルな環境整備の推進、効率的で質の高い物流ゾーンを形成、物流や生産関連の誘導（針）（港）→課題⑥、課題⑦</li> </ul>	
飛島村の現況	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路のうち、名古屋環状2号線、高速名古屋環状2号線の整備が完了していません。→課題①、課題⑦</li> <li>・国道302号等の主要道路では混雑が発生している箇所があります。→課題①、課題⑦</li> <li>・近年の交通事故の件数はほぼ横ばいで推移しています。→課題①</li> <li>・本村内には鉄道はなく、公共交通はバスが主となっています。→課題②</li> <li>・河川は、本村の東を日光川、西を筏川が流れています。→課題④</li> <li>・水路は海拔ゼロメートル地帯であるため機械による排水が行われています。→課題⑥</li> <li>・平成31年度の市街化調整区域内に居住する人口1人当たりの公園面積は約15㎡となっています。→課題③</li> <li>・市街化区域は、全域が工業系用途地域に指定されており、物流施設や工場等が立地しています。→課題⑥、課題⑦</li> </ul>	
アンケート結果	
○住民の意向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公共交通機関」、「交通安全施設」の充実が求められています。→課題①、課題②</li> </ul>
○在勤者の意向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に「幹線道路の整備」、「その他の道路の整備」が求められています。→課題①</li> </ul>



主要な課題	
道 路	課題①：円滑で安全な交通機能の確保 1. 未整備の都市計画道路の整備促進と、これらにつながるその他の道路の計画的・段階的な整備・改善、ネットワーク化 2. 道路の安全性を確保するための、必要な箇所での道路構造等の改良（国道302号から側道への線形等）や、交通安全施設（信号機・カーブミラー・道路標識等）の設置、それらの適切な維持管理
公 共 交 通	課題②：利用者数の調査及びニーズの把握によるバス運行ダイヤの検証、防犯灯の整備等による公共交通の利便性向上
公 園	課題③：既存公園における設備等の更新や樹木の適切な管理による住民に親しまれる公園としての管理

河川 ・ 下水道	課題④：水路等における水生動物や植生の育成等、親しまれる水辺空間としての管理 課題⑤：雨水排水施設の維持管理
港湾	課題⑥：次世代高規格コンテナターミナルを中核とするコンテナ機能の拠点化のために必要な施設の整備 課題⑦：広域道路網の拡充と臨港道路体系の充実

### Ⅲ 「居住環境の整備・都市景観形成・観光交流」について

上位計画等の方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>人口密度の低い集落地などでは、生活利便性や地域のコミュニティを維持していくため、日常生活に必要な機能の立地や地域住民の交流・地域活動などを促進する場の形成の推進（区域マス） →課題②</li> <li>地域特性に応じた農地などの緑地の保全や民有地の緑化の推進（区域マス） →課題③</li> <li>自然環境の保全（総計） →課題③</li> <li>ふれあいの郷における交流拠点の整備（総計） →課題③</li> <li>うるおいと魅力ある港湾空間の形成（針）（港） →課題③</li> </ul>
飛島村の現況
<ul style="list-style-type: none"> <li>本村は干拓により開拓された土地となっています。 →課題③</li> <li>河川は、本村の東を日光川、西を筏川が流れています。 →課題③</li> <li>文化施設や運動施設などの公共施設の多くが、市街化調整区域に立地しています。 →課題②</li> </ul>
アンケート結果
<p>○住民の意向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>将来の「むらのイメージ」について、あまり開発は行わず、住環境にゆとりをもった、農村風景などの地域の個性を大切に守るべきという意見が多くなっています。 →課題②、課題③</li> <li>景観への配慮に関する決まりを村と協力し積極的に作るべきという意見が多くなっています。 →課題③</li> </ul> <p>○住民・在勤者共通の意向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「防犯対策」の充実が求められています。 →課題①</li> </ul>



主要な課題
<p>課題①：防犯連絡員との連携や防犯ボランティアの育成等による防犯対策の充実</p> <p>課題②：既存施設等の有効活用による商業業務機能や工業機能と調和した住みよい環境の形成</p> <p>課題③：水や緑などの地域資源の保全・活用・創出による景観形成・観光交流の推進</p>

## Ⅳ 「災害対策」について

上位計画等の方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 海拔ゼロメートル地帯における災害を防止・軽減するための施設の整備や地域が一体となった防災対策を促進することによる浸水対策の強化（区域マス）→課題①、課題②、課題③</li> <li>• 地域防災体制の強化、防災意識の高揚（総計）→課題③</li> <li>• 高潮や津波から守るための防護機能の強化、耐震強化岸壁整備、液状化対策、港湾施設、防災施設、保安施設の計画的な更新と強化、水面を活用した緊急輸送ネットワークの充実（針）（港） →課題①</li> </ul>
飛島村の現況
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 日光川及び木曾川が氾濫等した場合、市街化調整区域のほぼ全域で浸水被害が想定されています。 →課題①、課題②、課題③</li> <li>• 本村のほぼ全域が、地震による液状化の危険性が極めて高い地域と想定されています。 →課題①、課題③、課題④</li> <li>• 津波により、市街化調整区域のほぼ全域が浸水することが想定されています。 →課題①、課題②、課題③</li> <li>• 高潮により、市街化区域の全域と市街化調整区域の古政成・政成地区及び新政成地区において浸水が想定されています。→課題①、課題②、課題③</li> </ul>
アンケート結果
<p>○住民の意向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 災害対策について、ソフト対策よりもハード対策を求める意見が多くなっています。 →課題①、課題②</li> </ul> <p>○住民・在勤者共通の意向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 「避難所・避難路整備などの防災対策」、「河川整備・排水機施設の充実など水害対策」が求められています。→課題①、課題②</li> </ul>



主要な課題
<p>課題①：避難所・避難路等の防災に資する都市基盤施設の整備</p> <p>課題②：河川改修等による水害対策の強化</p> <p>課題③：自主防災組織の育成等、地域防災体制の充実</p> <p>課題④：建築物の耐震化等の地震対策の促進</p>

## 第2章 むらづくりの理念・目標

### 1. むらづくりの理念

本計画は、「第4次飛島村総合計画」を上位計画とし、これに即して策定するものであり、「第4次飛島村総合計画」において掲げる村の将来像を踏まえ、都市計画の方向性を明らかにするものです。

第4次飛島村総合計画では「小さくてもキラリと光る村 とびしま」を将来像とし、この将来像を実現するため「私たちが育む村をみんなで育てる」を行動指針と設定しています。

以上より、本計画におけるむらづくりの理念を以下のように設定し、その実現を目指します。

## 私たちが育む村をみんなで育てる

### <第4次飛島村総合計画における行動指針>

第4次総合計画では、前計画の将来像の思いを引継ぎ、これまでのむらづくりの成果と課題を踏まえ、将来像を実現するための行動指針を定めることとしました。

将来像の実現には、住民・企業・行政がともに考え、一丸となって行動していくことが重要です。多様なニーズや価値観が混在する現代社会においても、「自分たちのことは自分たちで実行する」という基本的な考え方は変わりません。住民一人ひとりが周囲を思いやる「心」、地域に内在する「活力」、郷土に対する「誇り」を織り込み、「飛島村らしさ」を萌芽させ、醸成していくことが大切です。

また、自分たちが住む村を大切に、さらに住みやすい村にするために考え、話し合い、実行していくことで、住民はもとより村も成長していくと思います。

そのような意味を込めて、行動指針を『私たちが育む村をみんなで育てる』とします。

## 2. むらづくりの目標

むらづくりの主要な課題を乗り越え、むらづくりの理念である「私たちが育む村をみんなで育てる」を実現するためのむらづくりの目標を、以下のように設定します。

### □むらづくりの主要な課題 (第1章 飛島村の現況・課題再掲)

Ⅰ 「土地利用」についての主要な課題		
市街化区域	物流・産業	課題①：物流・産業機能の維持・増進・効率化による産業振興 課題②：就業環境の向上に資する商業施設等の利便施設の立地促進
市街化調整区域	住居系	課題③：新規住宅地の整備による定住人口の確保
	商業業務系	課題④：既存商業施設の維持及び国道23号・302号及び西尾張中央道の沿道・周辺における利便性の高い商業施設の立地の促進 課題⑤：国道23号・302号及び西尾張中央道の沿道・周辺に立地する商業・業務施設と、周辺の居住環境・農業環境との調和
	工業系	課題⑥：市街化調整区域内に立地する工場と周辺の居住環境や農業環境との調和
	農地	課題⑦：無秩序な開発の抑制による農地の保全
Ⅱ 「都市施設等の整備」についての主要な課題		
道路		課題①：円滑で安全な交通機能の確保 1.未整備の都市計画道路の整備促進と、これらにつながるその他の道路の計画的・段階的な整備・改善、ネットワーク化 2.道路の安全性を確保するための、必要な箇所での道路構造等の改良(国道302号から側道への線形等)や、交通安全施設(信号機・カーブミラー・道路標識等)の設置、それらの適切な維持管理
公共交通		課題②：利用者数の調査及びニーズの把握によるバス運行ダイヤの検証、防犯灯の整備等による公共交通の利便性向上
公園		課題③：既存公園における設備等の更新や樹木の適切な管理による住民に親しまれる公園としての管理
河川		課題④：水路等における水生動物や植生の育成等、親しまれる水辺空間としての管理
下水道		課題⑤：雨水排水施設の維持管理
港湾		課題⑥：次世代高規格コンテナターミナルを中核とするコンテナ機能の拠点化のために必要な施設の整備 課題⑦：広域道路網の拡充と臨港道路体系の充実
Ⅲ 「居住環境の整備・都市景観形成・観光交流」についての主要な課題		
課題①：防犯連絡員との連携や防犯ボランティアの育成等による防犯対策の充実 課題②：既存施設等の有効活用による商業業務機能や工業機能と調和した住みよい環境の形成 課題③：水や緑などの地域資源の保全・活用・創出による景観形成・観光交流の推進		
Ⅳ 「災害対策」についての主要な課題		
課題①：避難所・避難路等の防災に資する都市基盤施設の整備 課題②：河川改修等による水害対策の強化 課題③：自主防災組織の育成等、地域防災体制の充実 課題④：建築物の耐震化等の地震対策の促進		

### ■むらづくりの目標

#### 1. 快適で住み続けられるむらづくり

- 農地の保全や既存施設等の適切な管理、親水空間づくりなどにより住みよいむらづくりを推進します。(Ⅰ：課題⑦、Ⅱ：課題③・④、Ⅲ：課題②)
- 新規住宅地の整備により定住人口の確保を図ります。(Ⅰ：課題③)
- 商業・業務施設や工場と周辺の環境との調和を図ります。(Ⅰ：課題⑤・⑥、Ⅲ：課題②)
- 買い物や公共交通など日常生活の利便性の維持・向上を図ります。(Ⅰ：課題④、Ⅱ：課題②)

#### 2. ヒト・モノが円滑に行き交う活力あるむらづくり

- 広域道路網及び港湾施設の充実を促進し、物流・産業機能の維持・増進・効率化による産業振興を図ります。(Ⅰ：課題①、Ⅱ：課題①-1・⑥・⑦)
- 商業施設等の利便施設の立地の促進により快適な就業環境の整備を図ります。(Ⅰ：課題②)

#### 3. 地域資源を活用した魅力あるむらづくり

- 水や緑などの保全・活用・創出、既存施設を活用した景観形成により美しいむらづくりを推進します。(Ⅱ：課題③・④、Ⅲ：課題③)
- 地域資源を活用した観光交流を推進します。(Ⅲ：課題③)

#### 4. 安全・安心なむらづくり

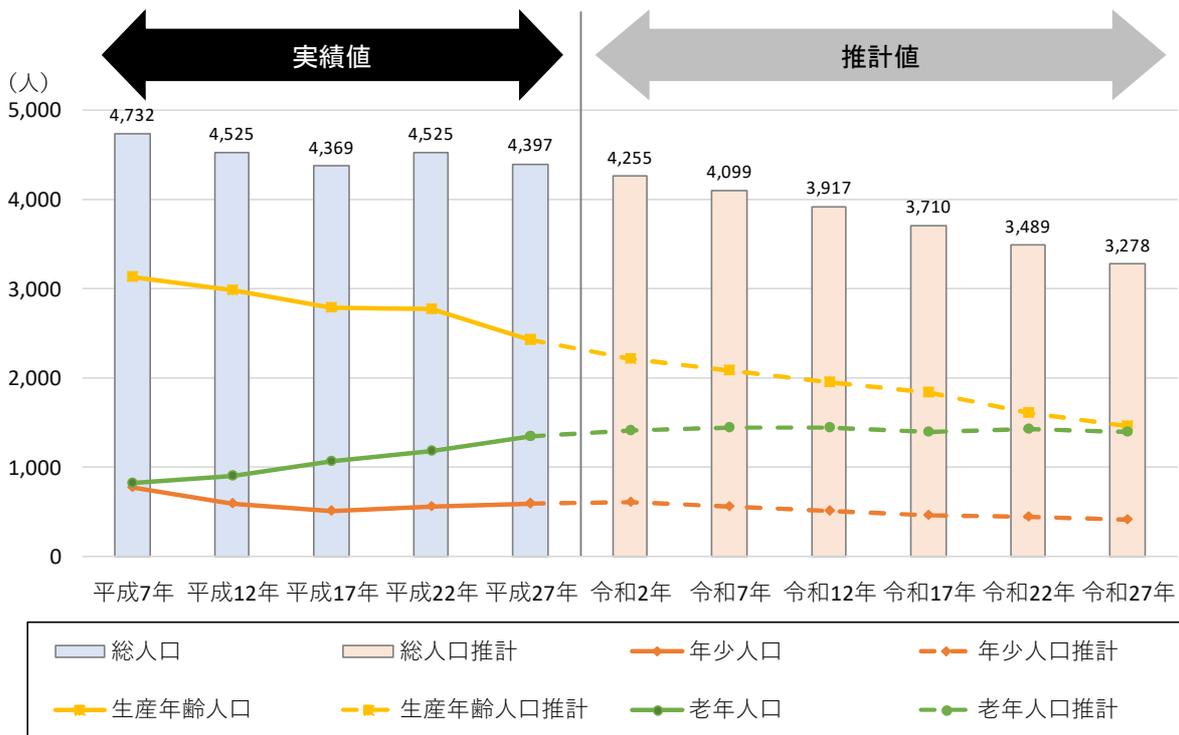
- 防災機能の維持・向上により安全・安心なむらづくりを推進します。(Ⅲ：課題⑤、Ⅳ：課題①・②・④)
- 被害を最小限に抑制するため、住民協働による防災体制の強化を図ります。(Ⅳ：課題③)
- 安全に通行できる道路環境の形成を図ります。(Ⅱ：課題①-2)
- 住民一人ひとりの防犯に対する意識を高め、犯罪を起こさせないむらづくりを推進します。(Ⅲ：課題①)

### 3. 将来フレーム

#### (1) 人口

第4次飛島村総合計画では、新規住宅地の整備等により、人口規模の拡大を目指し、令和4年度の将来人口5,000人を目標としています。総合計画の目標に即し、本計画においても令和13年度の将来人口5,000人を目標としますが、次期総合計画での目標人口に関する考え方により、必要に応じて本計画の見直しを行うこととします。

#### <人口の将来推計>



(資料：国勢調査及び平成30年度国立社会保障・人口問題研究所)

#### (2) 土地利用

将来の市街化区域の規模については、現状の規模を維持することとしますが、社会情勢や村の状況等の変化を踏まえ、必要に応じて検討します。

## 第3章 将来都市構造

都市構造の構成要素を「都市軸」、「拠点」及び「ゾーン」として、その役割（機能）と配置の考え方を示します。

### (1) 都市軸

#### ①交通軸

国道及び都市計画道路を基本として、本村の骨格となる軸を位置付けます。

軸名		軸の定義	該当箇所
交通軸	東西交通軸	四日市市・名古屋市・三河地方や名古屋市と名古屋港西部地区などを結ぶ東西における本村の骨格となる主要な道路を、東西交通軸として位置付けます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道 23 号</li> <li>・伊勢湾岸自動車道</li> <li>・(主)名古屋西港線 (都)鍋田木場線</li> </ul>
	南北交通軸	名古屋市や蟹江町・一宮市方面と名古屋港西部地区を結ぶ南北における本村の骨格となる主要な道路を、南北交通軸として位置付けます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道 302 号 ((都)名古屋環状 2 号線) 及びその南伸である飛島心頭中央道路</li> <li>・(都)高速名古屋環状 2 号線</li> <li>・(主)蟹江飛島線 (都)西尾張中央道</li> </ul>

#### ②環境軸

既存の施設等を活用しながら、水と緑のネットワークを形成し村全体の魅力を高める環境軸を位置付けます。

軸名		軸の定義	該当箇所
環境軸	環境保全軸	村北部を取り囲むように流れる河川、水路により構成される軸であり、良好な生活空間を形成するために、主に自然的な環境の保全を図る軸を、環境保全軸として位置付けます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日光川</li> <li>・筏川</li> <li>・古川 など</li> </ul>
	環境創造軸	下川や主要な水路等により構成される軸であり、生活空間の基軸として、自然的な環境を村全体に面的に広げる軸を、環境創造軸として位置付けます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下川</li> <li>・主要な水路 など</li> </ul>

## (2) 拠点

日常生活や都市活動の中心となる施設を設定します。

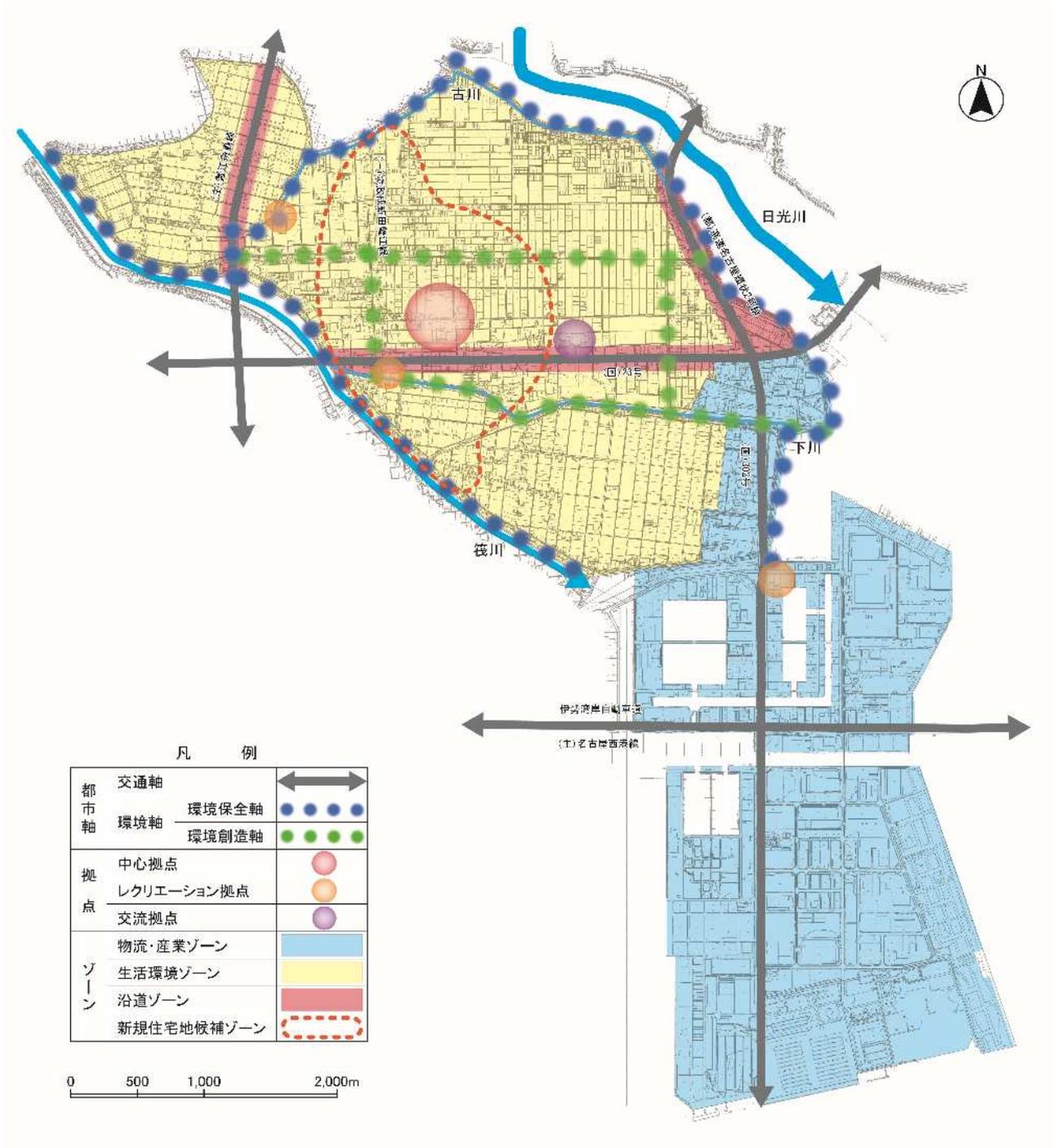
拠点名	拠点の定義	該当箇所
中心拠点	飛島村役場や、飛島村総合社会教育センター（中央公民館、総合体育館）、飛島学園等の行政・福祉・教育等の都市機能が立地している地域を、中心拠点として位置付けます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飛島村役場</li> <li>・飛島村総合社会教育センター</li> <li>・飛島村すこやかセンター</li> <li>・飛島学園</li> </ul> 等が立地する地域
レクリエーション拠点	スポーツ等を通じた住民の健康増進や交流等の場となる施設を、レクリエーション拠点として位置付けます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南部運動場、南部体育館</li> <li>・服岡緑地（運動の森公園）</li> <li>・公民館分館</li> </ul>
交流拠点	村内外の交流及び福祉の拠点となる施設を、交流拠点として位置付けます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあいの郷</li> </ul>

## (3) ゾーン

上位計画や現在の土地利用等も踏まえ、概ねの機能ごとに土地のまとまりとしてゾーンを設定します。

ゾーン名	ゾーンの定義	該当箇所
物流・産業ゾーン	産業機能の維持・増進・効率化による産業振興を図る地域を、物流・産業ゾーンとして位置付けます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域全域</li> </ul>
生活環境ゾーン	快適な生活環境の形成を図る地域を、生活環境ゾーンとして位置付けます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域全域</li> </ul>
沿道ゾーン	商業・工業施設等の立地が今後も想定され、周辺の生活環境や営農環境と調和を図る必要がある地域を、沿道ゾーンとして位置付けます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域を通る国道23号、国道302号（(都)名古屋環状2号線）及び(主)蟹江飛島線（(都)西尾張中央道）の沿道</li> </ul>
新規住宅地候補ゾーン	北部の市街化調整区域において、計画的な住宅地の整備を図る地域を、新規住宅地候補ゾーンとして位置付けます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域において、既存住宅、施設が集積する地域</li> </ul>

<将来都市構造図>



## 第4章 むらづくりの方針

### 1. 土地利用の方針

#### (1) 基本的な考え方

南部の市街化区域は、伊勢湾を埋め立て造成した地域であり、全域が工業系用途地域に指定されています。また、北部の市街化調整区域は、本村における主な居住地であるとともに、全域が農業振興地域に指定されており、優良な農地の保全が図られています。

市街化調整区域は、良好な居住環境及び農業環境の保全を前提に土地利用を図ることとしますが、国道23号・302号や県道蟹江飛島線については、周辺環境との調和を図ったうえで、沿道立地型施設等の立地を図ります。

また、定住人口の確保を図るため、市街化調整区域内において、周辺環境との調和を図りながら空き家・空き地の活用や計画的な住宅地の整備を図ります。さらに、人口流出の防止・人口増加のためのソフト対策を含め、総合計画や個別計画とも連携して検討します。

市街化区域は、本村のみならず、愛知県、中部地域の活力を生み出す拠点として、産業機能の維持・増進・効率化を図ります。

#### (2) 市街化調整区域における土地利用の方針

##### ①保全エリア

市街化調整区域であり、また、農業振興地域でもある北部については、「沿道エリア」及び「新規住宅地候補エリア」を除いて、良好な居住環境及び農業環境を保全するために、原則として開発を抑制し、現在の土地利用の維持を図ります。

このうち、県道境政成新田蟹江線沿道には、商業施設のほか、郵便局やJA、金融機関などが立地しており、今後の高齢化社会に対応するためにも、日常生活に必要な生活利便施設が集積する地域を確保する必要があります。そのため、既存施設の立地状況や、飛島公共交通バスが運行していることを踏まえて、同県道沿道の地域を「生活利便施設の立地維持・促進エリア」と位置付けます。

##### ②沿道エリア

幹線道路沿道は、今後も商業・流通業務施設等の立地が継続することが予想されます。また、交通量も多く、居住環境及び農業環境の保全への配慮が必要です。そのため、国道23号や国道302号、県道蟹江飛島線沿道については、周辺の居住環境及び農業環境の保全に配慮しながら、適切な施設の立地を図ります。

##### ③新規住宅地候補エリア

本村の人口は、対策を講じない場合には令和27年時点で約25%減少することが推計されています。

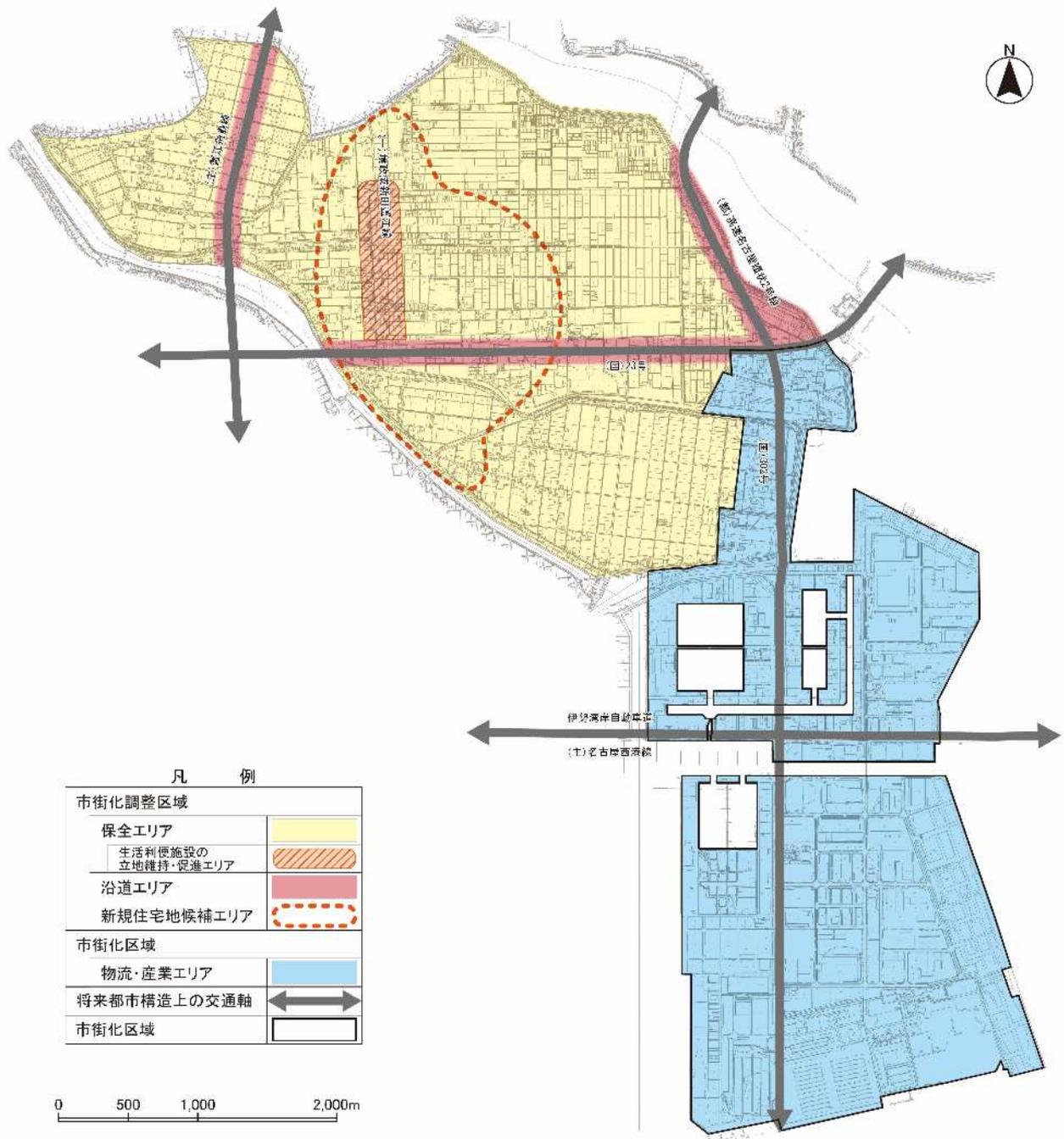
そのため、災害の危険性や既存の居住環境及び農業環境の保全に配慮したうえで、行政・医療・福祉・教育等の都市機能を有する公共公益施設が集積地及び県道境政成新田蟹江線周辺の既存集落に近接する地区において、新規住宅地の整備による、居住人口の維持・増加を図ります。また、新規住宅地を整備する場合には、地区計画を導入するなど計画的な整備を行います。

(3) 市街化区域における土地利用の方針

全域が工業系用途地域に指定されている市街化区域を「物流・産業エリア」と位置付け、経済及び産業構造の変化に対応した工業及び流通業務等のさらなる効率的な利用を検討します。

また、物流・産業エリア内の在勤者の就業環境の利便性を向上させるため、「名古屋港の針路」や「名古屋港港湾計画」等の各計画との整合を図ったうえで、商業施設等の利便施設の立地を促進します。

<土地利用方針図>



## 2. 都市施設等の整備の方針

### ■交通施設

#### (1) 基本的な考え方

自動車専用道路や国道、県道は、本村における広域交通網を担う重要な道路となっており、国や県の道路整備を促進するとともに、これらの道路と一体性を持った村道等の整備により、円滑な自動車移動と歩行者等の安全確保を図ります。また、公共交通については、利便性の高い持続性のある地域公共交通サービスの維持存続を図るため、飛島公共交通バス及び海南病院通院支援タクシーの利用環境の向上を図ります。

#### (2) 交通施設の整備の方針

##### ①道路

(都)名古屋環状2号線(国道302号)については、整備を促進するとともに、居住地域の分断を防ぐため、接続道となる村道等の計画的・段階的な整備による生活動線の確保を推進します。

また、地域高規格道路一宮西港道路の早期実現及び臨港道路飛島弥富ふ頭線の整備に向けて、関係機関との調整・連携等を図り、整備を促進します。

幹線村道においては、歩道を設置するなど歩行者等の安全の確保を図ります。その他、特に飛島学園周辺等の通学路となる道路において、歩道の整備や、自動車の速度を低下させるための施設等の整備、カラー塗装などの実施を推進するとともに、自転車の通行空間の確保や交通安全対策の検討、交通安全教室・高齢者交通安全教室・啓発活動などの実施により交通安全意識の高揚を図るなど、児童や生徒、高齢者等の安全の確保を図ります。なお、県道境政成新田蟹江線については、歩道等の未整備区間の整備を愛知県に要望します。

また、これら自動車専用道路、国・県道、幹線村道を中心として幹線道路のネットワークを形成し、大型車を含めた交通の円滑な処理を図ります。その他の村道については、基本的に大型車の流入を排除することとし、必要な場合には通行規制を設けるなど、生活環境の保護に努めます。

村内の道路に架かる橋梁については、法令点検に基づき適切な維持管理を行います。

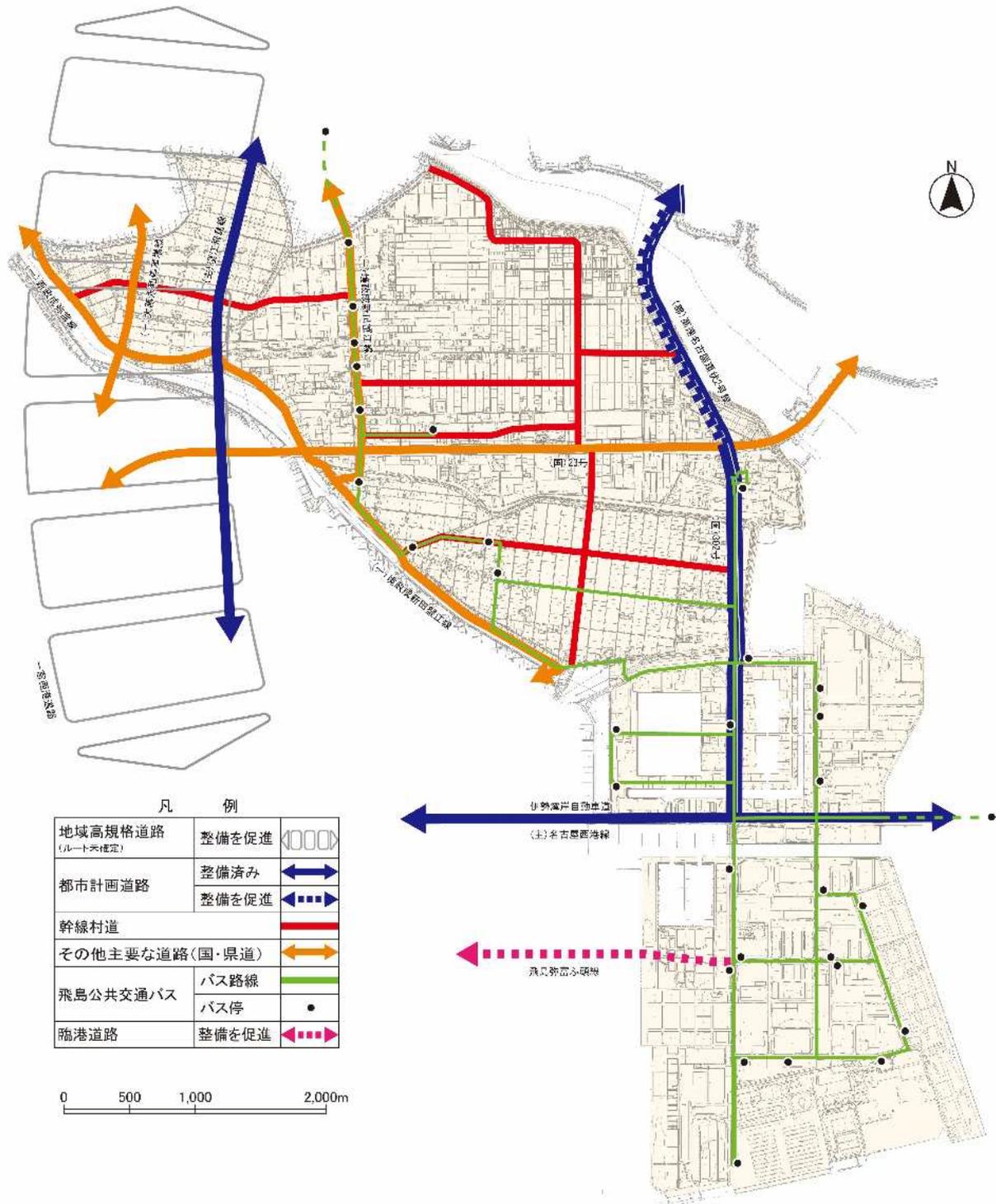
なお、今後の道路の整備は、既存道路の利便性や安全性向上のため歩車道分離を検討しながら計画的に進めます。また、名古屋港西部地区における道路計画については、「名古屋港港湾計画」に基づき整備を促進します。

##### ②公共交通

飛島公共交通バスや海南病院通院支援タクシーについて、「飛島村地域公共交通計画」と連携して、安全・快適に利用することができるよう交通利便性の向上に努めます。バスについては、バス停周辺の駐輪場の維持・管理を行い、歩行者空間の確保や防犯灯等の整備を必要に応じて検討します。

また、超高齢社会に対応した導入可能な新たなサービスの提供を検討します。

<交通施設の整備方針図>



## ■公園・緑地

### (1) 基本的な考え方

本村においては、生活に身近な街区公園等の整備は概ね完了し、大規模な緑地としては市街化区域内に東浜中央緑地や木場南広場が整備されています。今後、住民にとって自然とのふれあいや憩い、交流の場としての活用を図るため、地域の特性や意向を踏まえた管理を推進します。

### (2) 公園・緑地の整備の方針

市街化調整区域内に位置する既存の施設について、地域住民の意向を把握しながら、それに応じた有効な活用を図ります。また、下川沿いに配置した広場、ポケットパーク等を適切に管理し、良好な景観形成に努め、水と緑のネットワークの形成を図ります。

## ■河川・下水道

### (1) 基本的な考え方

本村の村域境界部には日光川、筏川及び古川が流れ、中央部には下川が流れています。これらの河川・水路は、水利用や防災機能だけでなく、オープンスペースとして貴重な資源であり、豊富な水辺空間は本村を特徴付けるものとなっているため、水資源の確保及び水害を防止するための河川・水路改修等の整備の促進や、親水空間としての活用を図ります。

下水道については、水質の保全や安全・快適な生活環境を維持するため、施設の適切な維持・管理に努めます。

### (2) 河川・下水道の整備の方針

#### ①河川

日光川、筏川については、河川改修の促進をはじめとする防災面の強化、水利用の強化とともに、村内を流れる水路等と併せて親水空間として活用し、快適な水辺環境の整備に努めます。

また、村内の水路については、改修等必要な整備を行いつつ、河川を含めた水と緑のネットワークの一部として、水系の保全や歩行者向け動線の確保を図ります。

#### ②下水道

市街化調整区域内においては、計画された農業集落排水事業は完了しているため、今後も継続して施設の適切な維持・管理を行います。

市街化区域の一部においては、雨水排水施設の適切な維持・管理を行います。

## ■港湾

### (1) 基本的な考え方

本村の市街化区域は名古屋港西部地区の一角を構成しており、本村のみならず、愛知県、中部地域の発展をけん引する物流・産業の拠点として、現在の機能を維持するとともに、効率性、快適性などといった質の高い港湾空間の形成を促進します。

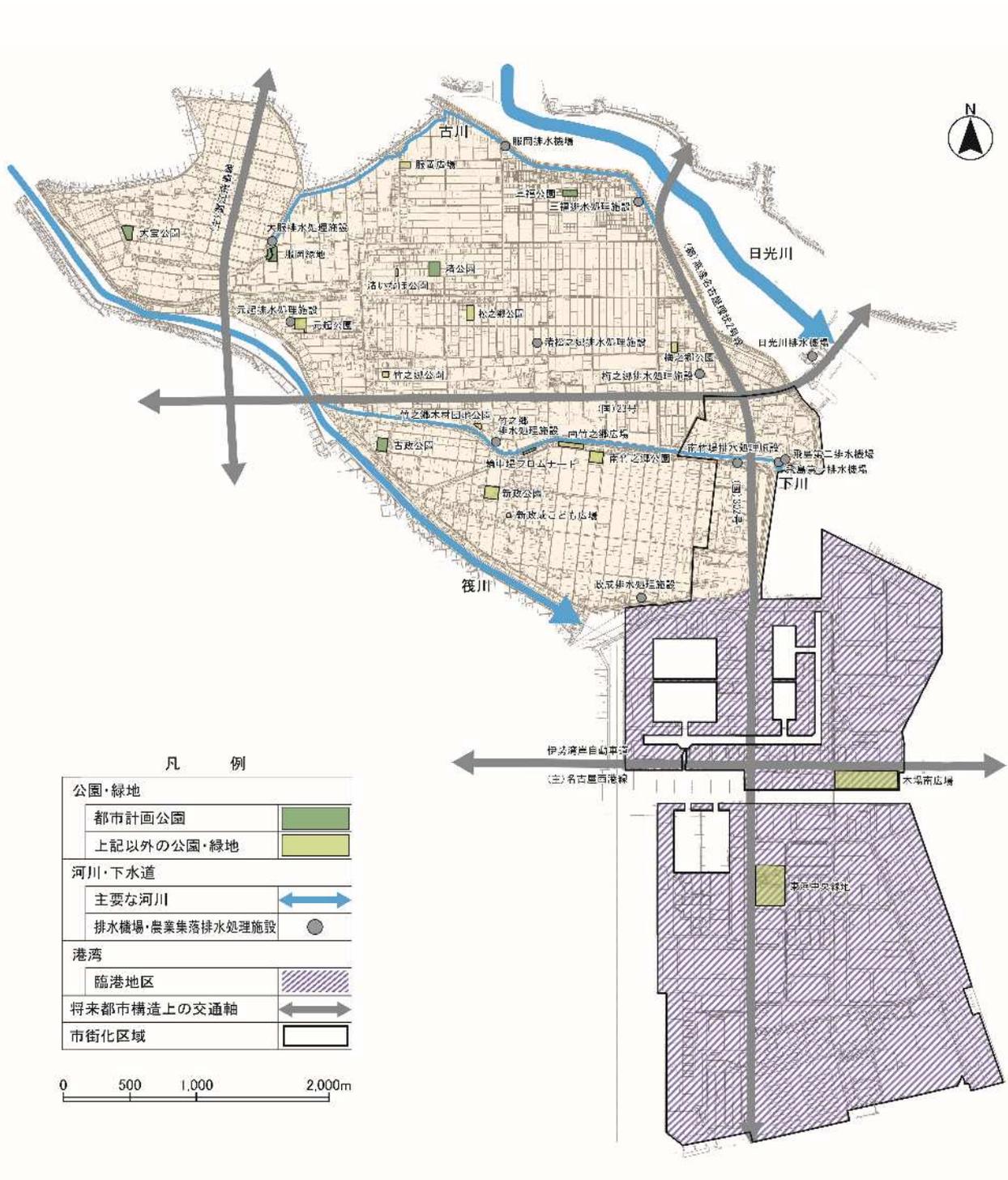
### (2) 港湾の整備の方針

関係機関と調整を図り、必要な施設の整備を促進します。

「名古屋港の針路」や「名古屋港港湾計画」等の計画に基づき、次世代高規格コンテナターミナルを中核として、コンテナ機能の拠点化を促進します。また、ロジスティクス機能の集積を促進します。

これらと併せて、貨物取扱形態の変化に注視しながら、効率的で質の高い物流ゾーンの形成を促進します。

＜公園・緑地、河川・下水道、湾港の整備方針図＞



### 3. 居住環境の整備・都市景観形成・観光交流の方針

#### ■自然環境の保全

##### (1) 基本的な考え方

本村における自然環境である河川及び海岸については、地震や風水害等の自然災害に対する防災対策の強化を図るとともに、自然環境の保全を図ります。

##### (2) 自然環境の保全の方針

本村を取り囲む日光川、筏川及び古川の各河川・水路については、自然環境の保全を図ります。村内を流れる水路等については、モデル地区での多自然型施設の維持を図ります。また、下川沿いのプロムナードや水路沿いの緑道などの既存施設等を活かしつつ、生活環境の質の向上に資する水と緑のネットワークとして環境の維持と向上を図ります。

#### ■都市景観形成・観光交流

##### (1) 基本的な考え方

必要な社会基盤の整備を図りながら、人や自然にやさしい環境の形成に努めるとともに、地域の特色を活かしながら、やすらぎのある、緑豊かな美しいむらづくりを進めます。

本村に点在する文化財・施設の活用を図るとともに、地域資源を活用した村の魅力の創出による観光交流を促進します。

##### (2) 都市景観形成・観光交流の方針

本村における自然環境である河川及び海岸については、地震や風水害等の自然災害に対する防災対策の強化を図るとともに、水辺及びその周辺を活用して、住民の生活に親しみとやすらぎを与える景観の形成に努めます。

本村が有している津金文左衛門胤臣像や大宝排水機場保存館等の文化財・施設について、現在、「飛島村文化財等マップ」を作成し、文化財の所在地紹介を行うなどの取り組みが行われており、今後も継続して活用を検討するほか、観光交流協会を中心とした観光交流の推進体制を構築し、住民と協働して村の魅力の創出を図ります。

拠点として位置付けた「中心拠点」、「レクリエーション拠点」、「交流拠点」については、以下の方針に基づいた整備を行いつつ、良好な都市景観の形成及び観光交流を推進します。

①中心拠点の整備方針

中心拠点と位置付けている地区については、飛島村役場をはじめ飛島村総合社会教育センターや飛島村すこやかセンター、飛島学園等の行政・福祉・教育等の都市機能が立地しているため、本村の中心として魅力ある地区の整備に努めます。

②レクリエーション拠点の整備方針

レクリエーション拠点として位置付けている南部運動場・南部体育館、服岡緑地（運動の森公園）及び公民館分館については、憩いや豊かなところを育む活動の充実など、レクリエーション拠点として、利活用を推進します。

③交流拠点の整備方針

交流拠点として位置付けているふれあいの郷については、多世代交流ができ、日常の健康づくりが行える福祉の場として、一体的な利用を図ります。

また、温泉や足湯を核とした、農産物の直売拠点を整備すること等により、観光交流を促進する拠点としての活用を図ります。

そして、新たな交流拠点として下川沿いの桜並木や遊歩道の整備等も検討します。

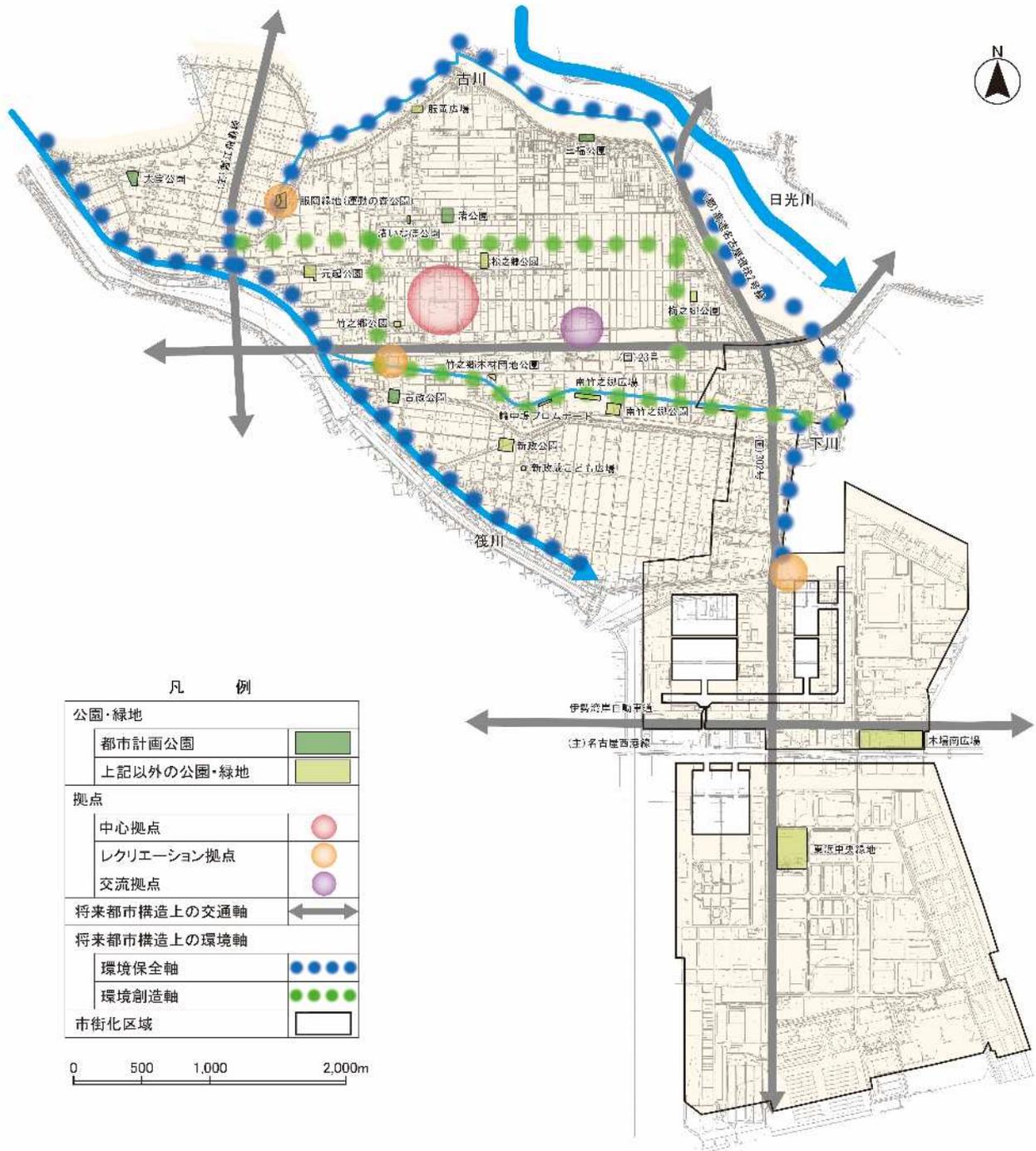
臨港地区を中心とする市街化区域においては、物流・産業拠点としての特徴を活かしながら、「名古屋港景観基本計画」に沿った良好な景観の形成を促進します。

<参考：飛島村文化財等マップ>



(資料：生涯教育課)

＜居住環境の整備・観光交流・都市景観形成の方針図＞



## 4. 防災・防犯対策の方針

### (1) 基本的な考え方

本村は、地盤沈下が見られる海拔ゼロメートル地帯であり、地震、風水害等の自然災害により被害を受けやすい地形、地質にあります。また、近年頻発している集中豪雨や近い将来に発生が危惧されている南海トラフ地震等の自然災害に備えるため、河川堤防の強化等のハード整備と、災害対策体制や地域の自主防災組織の強化などのソフト対策を併せて推進し、災害に強いむらづくりを推進します。

また、村民が安心して生活するためには、犯罪の少ない環境を整える必要があり、防災と併せて防災・防犯対策として推進します。

### (2) 防災・防犯対策の方針

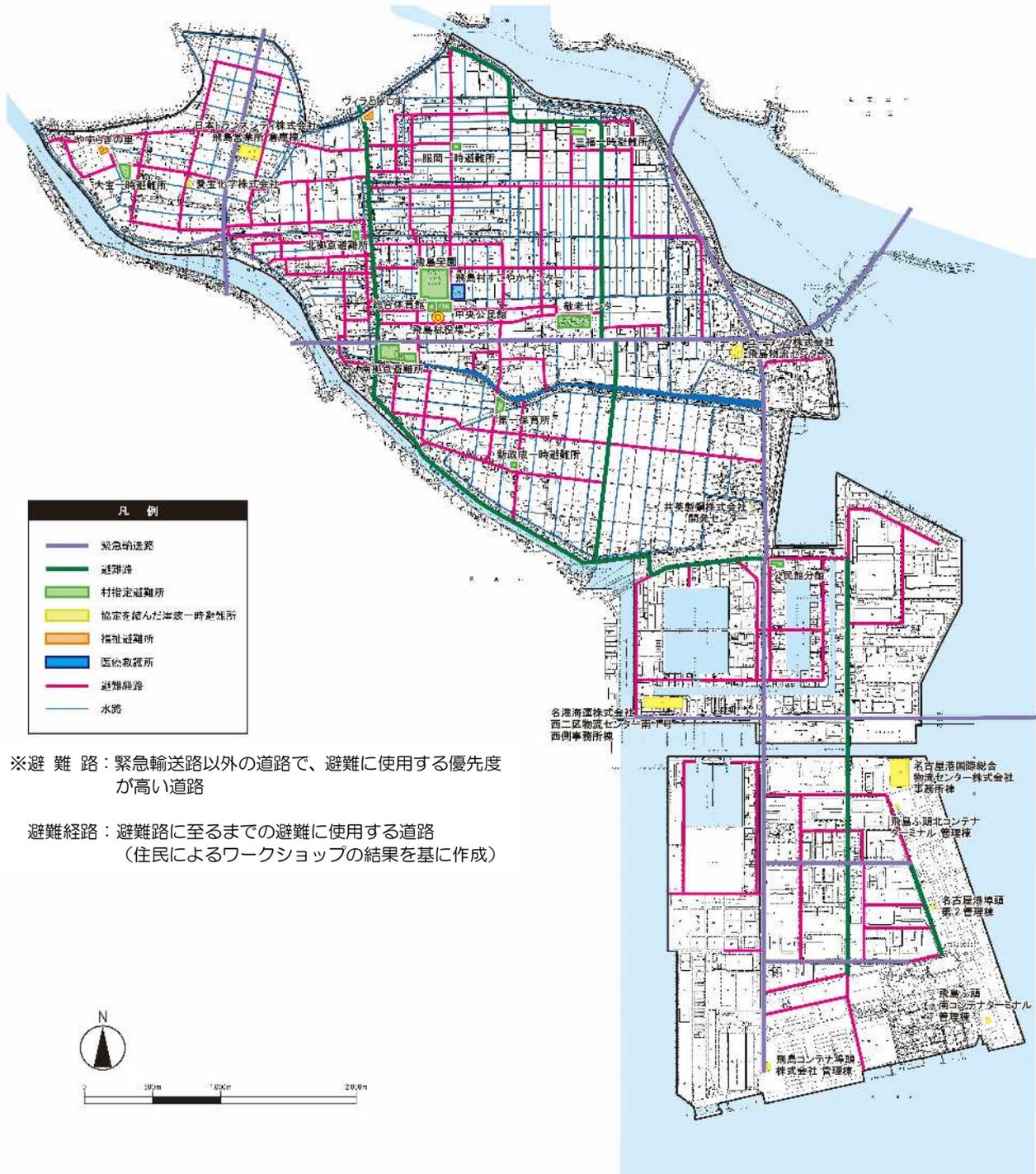
本村の東西を流れる日光川や筏川において、国や県への要望等により、堤防の維持・強化など水害対策の強化を図るとともに、村内を流れる水路や排水機の適切な管理を推進します。

また、近い将来に発生が危惧されている南海トラフ地震等に対し、地区住民及び一時滞留者の避難場所を確保するため、梅之郷地区における津波避難所建設や民間施設との避難所協定締結などにより、避難所の整備・確保を推進するとともに、建築物の倒壊による被害を軽減するため、住宅をはじめとする建築物の耐震化を促進します。

さらに、災害対策体制の強化、防災ボランティアコーディネーターや防災リーダーの養成、自主防災研修等を通じて、住民自らが生命や財産を守るための活動に対する支援の充実を図ります。

また、防犯に関しては、防犯カメラ・防犯灯の設置などのハード面と防犯意識を醸成するための活動に対する支援などのソフト面の充実を図ります。

<参考：避難所と避難ルート>



# 《地域別構想》

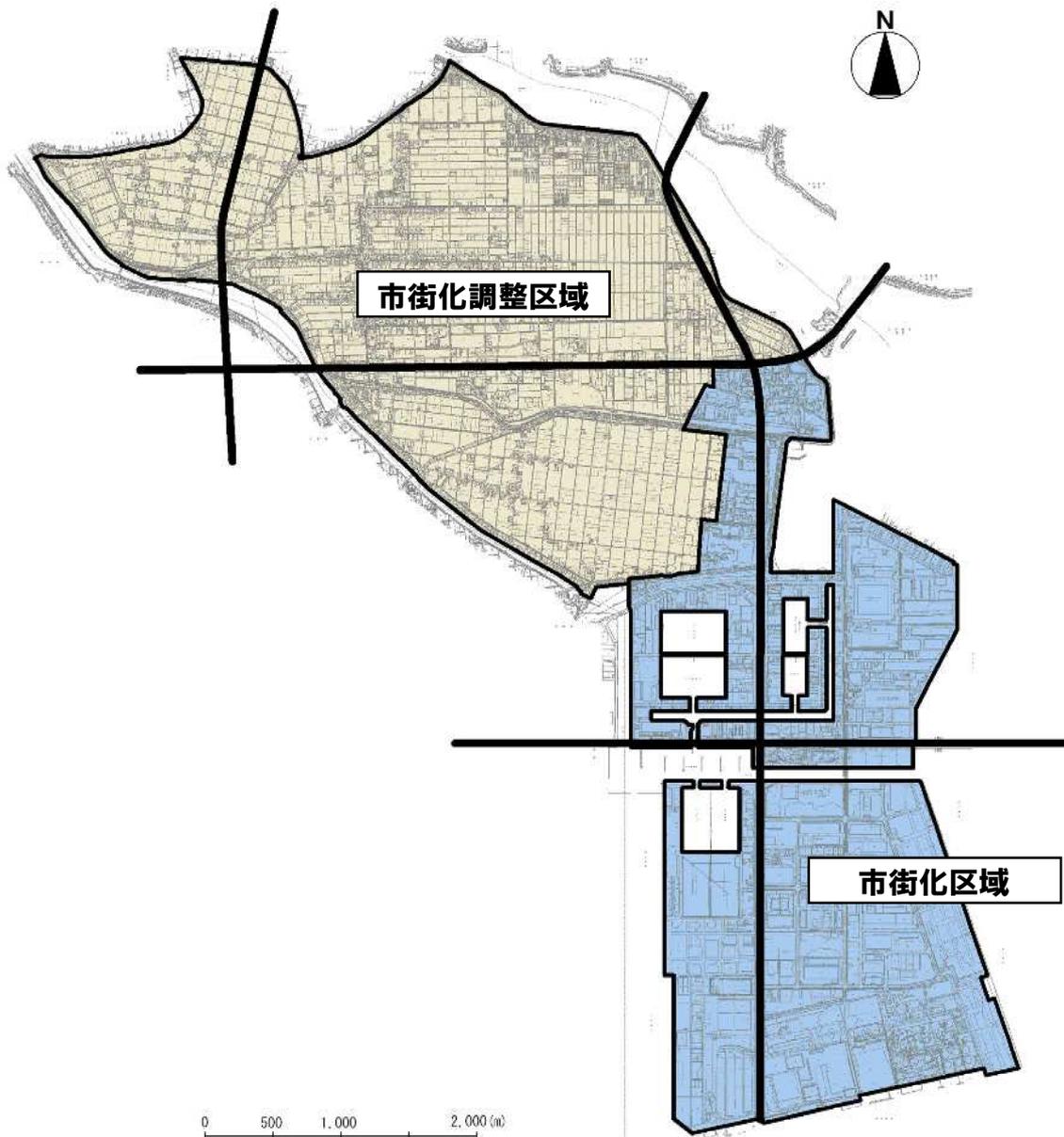


# 第1章 地域区分

前述までの「全体構想」では、本村全体の目指すべき都市像とその実現のための方針等を示しました。ここからの「地域別構想」では、本村を地域に区分し、その地域ごとの方針を示します。

本村は義務教育学校の1学区であり、人口規模から見ても居住地域をこれ以上に区分して地域別の構想を定めることは適当ではありません。そこで、本計画での地域別構想では、村域を主な居住区域であり、田園風景が広がる「市街化調整区域」と物流施設や工場等が建ち並ぶ「市街化区域」に分け、それぞれでの重点的な整備方針を示します。

〈地域別構想の地域区分〉



## 第 2 章 市街化調整区域の方針

### (1) 市街化調整区域の現況整理

本村北部の市街化調整区域は、本村の主な居住地であるとともに全域が農業振興地域に指定されていることから優良な農地が広がっており、各地に公園が点在し、緑豊かな居住地となっています。国道 23 号や県道蟹江飛島線の沿道では、沿道立地型施設等が立地しており、県道境政成新田蟹江線の沿道では、住民にとって身近な商業施設や郵便局、JA、金融機関等の日常生活に必要な施設が集積しています。

主な交通体系としては、住民にとって唯一の公共交通機関である飛島公共交通バス蟹江線が区域内を運行しています。また、市街化調整区域内を国道 302 号や県道蟹江飛島線、県道境政成新田蟹江線が縦走り、国道 23 号が横断していますが、都市計画道路である(都)名古屋環状 2 号線が未整備となっており、幹線村道では一部歩道が未整備の区間があります。

市街化調整区域は、開拓により形成されたため海拔ゼロメートル地帯であり、集中豪雨発生時には日光川及び木曾川の洪水や高潮による甚大な被害が想定されており、地震発生時には液状化の危険性が極めて高く、津波が発生した場合、さらに被害が拡大することが想定されます。

### (2) 市街化調整区域の課題整理

本村の人口は、対策を講じない場合には減少することが想定されるため、新規住宅地の整備を図り、定住人口の確保が必要となります。また、住民の居住環境向上のため、利用者のニーズに応じた新たな商業施設の立地や既存商業施設の維持をはじめ、飛島村公共交通バス蟹江線の運行時刻や本数の見直し、広域的な交通利便性を向上させるための都市計画道路の整備、公園等の維持管理、地域資源を活かした住民や観光客が利用することのできる施設の充実を図る必要があります。

また、住民に安全・安心に生活してもらうため、歩道や交通安全施設等の整備、避難所・避難路等の整備、河川改修により住民の生命・財産を守っていく必要があります。

### (3) 市街化調整区域のむらづくりの目標

#### 1. 快適で住み続けられるむらづくり

- 既存施設や既存集落の周辺に新規住宅地を整備し、定住人口の確保を図ります。
- 身近で利用しやすい生活利便施設の充実を図ります。
- 利便性の高い公共交通機関の整備を検討します。

#### 2. ヒト・モノが円滑に行き交う活力あるむらづくり

- 国道 23 号・302 号や県道蟹江飛島線の沿道では、沿道にふさわしい施設の立地を促進します。

#### 3. 地域資源を活用した魅力あるむらづくり

- 住民にやすらぎを与える緑豊かな農地を維持します。
- 既存の都市基盤の維持管理により、環境の維持と向上を図ります。
- 住民や観光客などが利用することのできる観光交流施設の充実を推進します。

#### 4. 安全・安心なむらづくり

- 防災機能の維持・向上により住民が安心して暮らせるむらづくりを推進します。
- 安全に歩くことのできる道路交通環境の形成を図ります。

#### (4) 市街化調整区域のむらづくりの方針

市街化調整区域において、現況を踏まえた課題を解決するために重点的に実施する施策・事業を整理します。

##### 土地利用の方針

- 国道23号・302号や県道蟹江飛鳥線の沿道エリアでは、既存の商業施設へ配慮しつつ、沿道立地型施設等の立地の誘導を検討します。
- 県道境政成新田蟹江線沿道の「生活利便施設の立地維持・促進エリア」では、公共交通の維持や既存の商業施設と連携した施設内への農産物直売所の設置などのソフト対策も検討し、既存商業施設の利便性向上を図ります。
- 新規住宅地候補エリアでは、既存施設や既存集落に近接する地区において、新規の住宅地整備を図ります。また、村内に点在する空き家・空き地の利活用を促進するため、空き家・空き地バンクの周知を推進します。
- その他の地区では、優良農地を保全しつつ、総合的かつ計画的に農業の振興を図ります。



既存商業施設



住宅地整備のイメージ（渚地区）

##### 都市施設等の整備の方針（その1）

###### <道路>

- (都)名古屋環状2号線（国道302号）の整備促進とともに、居住地域の分断を防ぐため、接続道となる村道等の計画的・段階的な整備を推進します。
- 幹線村道については、歩道設置などによる歩行者の安全確保を図ります。特に通学路では、歩道の整備、自動車の速度を低下させるための施設等の整備、カラー塗装などの実施を推進するとともに、自転車の通行空間の確保や交通安全対策も検討します。
- 交通安全教室・高齢者交通安全教室・啓発活動などの実施により、交通安全に対する住民の意識を高めます。
- 県道境政成新田蟹江線については、歩道等の未整備区間の整備を愛知県に要望します。
- その他の村道については、基本的に大型車の流入を排除することとし、必要な場合には通行規制を設けることを検討します。



速度を低下させるための施設



歩道が整備された道路

### 都市施設等の整備の方針（その2）

#### <公共交通>

- バス停周辺の駐輪場の維持・管理を行い、歩行者空間の確保や防犯灯等の整備を検討します。
- 飛島村公共交通バス蟹江線の運行時刻や本数について、今後も継続的に見直しを行います。
- 超高齢社会に対応した導入可能な新たなサービスを検討し、高齢者の外出を支援します。

#### <公園・緑地>

- 既存施設は、自然とのふれあいや憩い、交流の場としての活用を図るため、地域特性や住民意向を踏まえた適切な管理を推進します。
- 下川沿いの広場・ポケットパーク等を適切に管理し、良好な景観形成に努め、水と緑のネットワークの形成を図ります。

#### <河川・下水道>

- 日光川、筏川、古川、下川については、河川・水路改修による防災面の強化を図るとともに、親水空間としての活用を図ります。
- 農業集落排水処理施設は、継続して施設の適切な維持・管理を行います。



公園（渚いなほ公園）



下川



公共交通バス



大用水

## 居住環境の整備・都市景観形成・観光交流の方針

- 日光川、筏川及び古川では、自然環境として保全を図ります。
- 村内を流れる水路等は、モデル地区での多自然型施設の維持を図ります。
- 下川沿いのプロムナードや水路沿いの緑道などの既存施設等を活かし、水と緑のネットワークとして環境の維持と向上を図ります。
- 河川の防災対策を強化するとともに、水辺及びその周辺を活用することにより、景観の形成を図ります。
- 「飛島村文化財等マップ」のさらなる活用の検討や観光交流協会を中心として観光交流の推進体制を構築するなど、住民、民間企業との協働により、村の魅力の創出を図ります。
- 中心拠点では、行政・福祉・教育等の施設の維持管理・機能強化により、本村の中心として魅力ある地区の整備を推進します。
- レクリエーション拠点として、南部運動場、南部体育館、服岡緑地の利活用を推進します。
- 交流拠点のふれあいの郷では、多世代交流、日常の健康づくりの場として一体的な維持管理や利活用を推進します。また、観光交流の拠点として、温泉や足湯を核とした農産物の直販所の整備を推進します。
- 新たな交流拠点として下川沿いの桜並木や遊歩道の整備等を検討します。
- 民間企業・大学・友好自治体などとの連携により、地域活性化や地場産業の振興を図ります。



下川沿いのプロムナード



モデル地区（とびしま夢広場）



ふれあいの郷



足湯

### 防災・防犯対策の方針

- 日光川や筏川の堤防や排水機能の維持・強化などの水害対策を国や県へ要望します。
- 村内を流れる排水路や排水機の適切な管理を推進します。
- 梅之郷地区における津波避難所の建設を推進します。
- 民間企業との避難所協定締結により避難所の確保を推進します。
- 村内各所への土のうステーションの設置や消防ポンプ車への AED の設置など、防災設備を強化します。
- 災害時には村内の広範囲で液状化の可能性があることから、液状化対策費の助成制度を創設します。
- 倒壊による被害を軽減するため、住宅をはじめとした建築物の耐震化を促進します。
- 住民の自主防災活動を支援するため、防災体制の強化、防災ボランティアコーディネーターや防災リーダーの養成、避難訓練の実施、自主防災研修の支援の充実を推進します。
- 防犯カメラ・防犯灯の設置などのハード面と防犯意識を高める活動への支援などのソフト面を強化し、防犯対策を推進します。



避難所

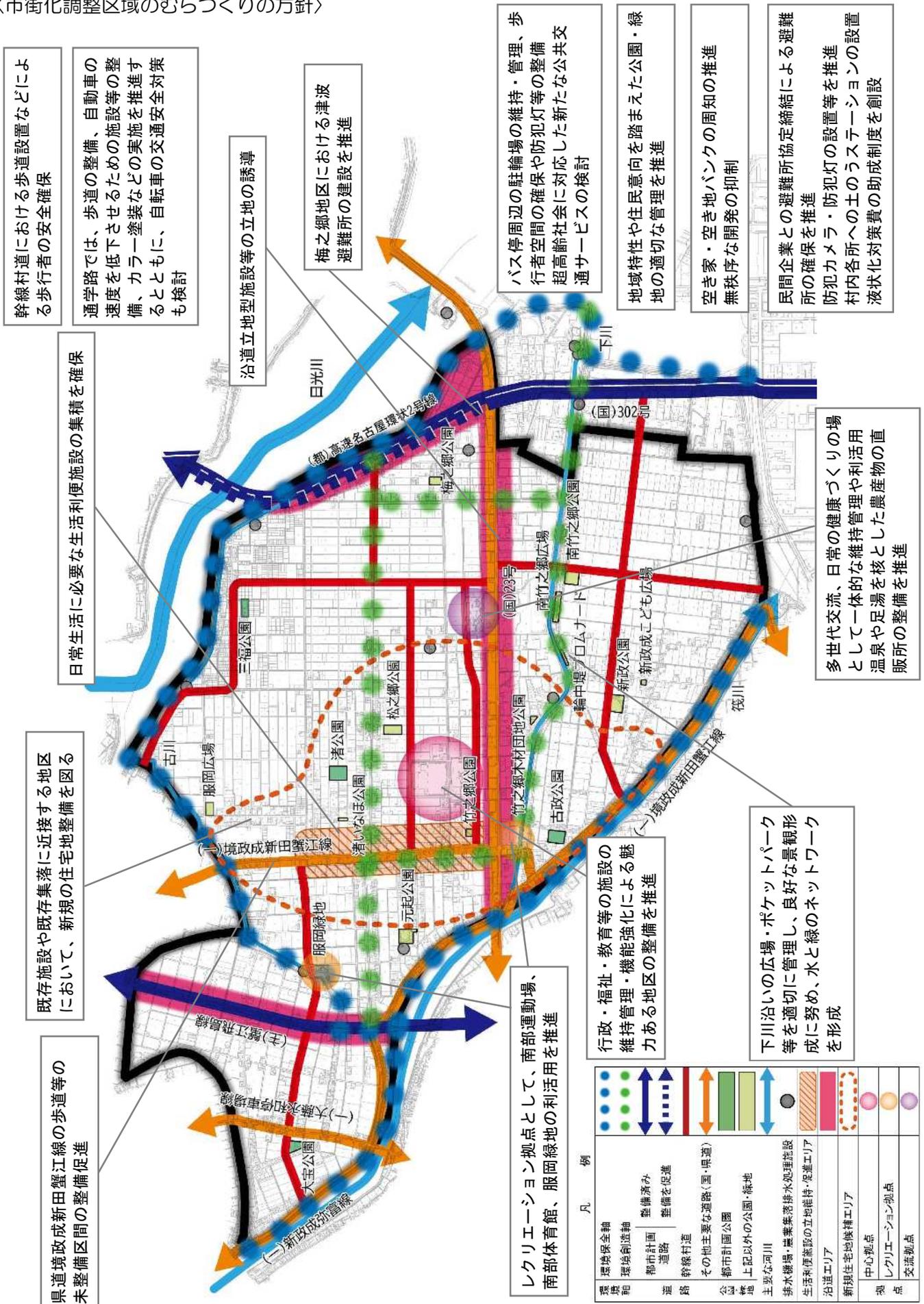


防犯カメラ



防犯灯

〈市街化調整区域のむらづくりの方針〉



幹線村道における歩道設置などによる歩行者の安全確保

通学路では、歩道の整備、自動車の速度を低下させるための施設等の整備、カラー塗装などの実施を推進するとともに、自転車の交通安全対策も検討

日常生活に必要な生活利便施設の集積を確保

既存施設や既存集落に近接する地区において、新規の住宅地整備を図る

県道境政成新田蟹江線の歩道等の未整備区間の整備促進

沿道立地型施設等の立地の誘導

梅之郷地区における津波避難所の建設を推進

バス停周辺の駐輪場の維持・管理、歩行者空間の確保や防犯灯等の整備  
超高齢社会に対応した新たな公共交通サービスへの検討

地域特性や住民意向を踏まえた公園・緑地の適切な管理を推進

空き家・空き地バンクの周知の推進  
無秩序な開発の抑制

民間企業との避難所協定締結による避難所の確保を推進  
防犯カメラ・防犯灯の設置等を推進  
村内各所への土のうステーションの設置  
液状化対策費の助成制度を創設

多世代交流、日常の健康づくりの場として一体的な維持管理や利活用  
温泉や足湯を核とした農産物の直販所の整備を推進

行政・福祉・教育等の施設の維持管理・機能強化による魅力ある地区の整備を推進

下川沿いの広場・ポケットパーク等を適切に管理し、良好な景観形成に努め、水と緑のネットワークを形成

レクリエーション拠点として、南部運動場、南部体育館、服岡緑地の利活用を推進

凡 例

環境保全軸	●
環境創造軸	●
都市計画道路	→
幹線村道	→
その他の主要な道路(国・県道)	→
都市計画公園	■
上記以外の公園・緑地	■
主要な河川	→
排水機場・農業集落排水処理施設	●
生活利便施設等の立地維持・促進エリア	■
沿道エリア	■
新規住宅地候補エリア	■
中心拠点	●
レクリエーション拠点	●
交流拠点	●

## 第3章 市街化区域の方針

### (1) 市街化区域の現況整理

本村南部の市街化区域は、名古屋港西部地区の一角を構成しており、工業系用途地域が指定されていることから、物流施設や工場等が立地しており、本村の産業の中心地となっています。

主な交通体系としては、村民や従業者にとって欠かせない公共交通機関である飛島公共交通バス名港線が区域内を運行しています。また、市街化区域内を国道302号が縦走し、主要地方道名古屋西港線が横断しています。

市街化区域は、埋め立てにより形成されたため、市街化調整区域よりも地盤が高く、日光川及び木曾川の洪水による影響は少ないですが、沿岸部に位置するため高潮による影響は大きく、地震発生時の液状化の危険性が極めて高くなっています。

### (2) 市街化区域の課題整理

本村の産業の中心地であるため、村民や従業者にとって快適に働くことができる環境の整備を図る必要があります。そのため、就業場所から利用しやすい商業施設の立地の促進をはじめ、飛島村公共交通バス名港線の運行時刻や本数の見直し、広域的な交通利便性を向上のための都市計画道路の整備や臨港道路の拡充、村民や従業者がやすらぐことのできる空間を維持していく必要があります。

また、村民や従業者に安全・安心に就業してもらうため、企業と協力して村民や従業者の命を守っていく必要があります。

### (3) 市街化区域のむらづくりの目標

#### 1. 快適で住み続けられるむらづくり

- 村民や従業者が快適に就業することのできるよう商業施設等の立地を促進します。

#### 2. ヒト・モノが円滑に行き交う活力あるむらづくり

- 港湾施設や都市基盤の充実を促進し、物流・産業機能の維持・増進・効率化による産業振興を図ります。

#### 3. 地域資源を活用した魅力あるむらづくり

- 村民や従業者にやすらぎを与える緑地の維持管理を図ります。

#### 4. 安全・安心なむらづくり

- 企業と協力して防災機能の維持・向上により村民や従業者が安心して働けるむらづくりを推進します。
- 大型車両でも安全に通行できる道路交通環境の形成を促進します。

## (4) 市街化区域のむらづくりの方針

市街化区域において、重点的に実施する施策・事業を整理します。

## 土地利用の方針

- 市街化区域全域の「物流・産業地区」では、経済及び産業構造の変化に対応した工業及び流通業務等のさらなる効率的な利用を検討します。
- 関連計画に基づき、次世代高規格コンテナターミナルを中核として、コンテナ機能の拠点化を促進します。また、ロジスティクス機能の集積を促進します。
- 村民や従業者の就業環境の利便性を向上させるため、「名古屋港の針路」や「名古屋港港湾計画」等の各計画との整合を図ったうえで、商業施設等の利便施設の立地を促進します。



名古屋港西部地区

## 都市施設等の整備の方針

## &lt;道路&gt;

- 臨港道路飛島弥富ふ頭線の整備に向けて、関係機関との調整・連携等を図り、整備を促進します。
- 名古屋港西部地区における道路計画については、「名古屋港港湾計画」に基づく整備を促進しながら、本地域内での円滑な道路交通環境の形成に努めます。このなかで、必要な箇所での道路構造等の改良（国道302号から側道への線形等）や、交通安全施設（信号機、カーブミラー、道路標識等）の設置等について関係機関とともに検討します。

## &lt;公共交通&gt;

- バス停周辺の歩行者空間の確保や防犯灯等の整備を検討します。
- 飛島村公共交通バス名港線の運行時刻や本数について、今後も継続的に見直しを行います。

## &lt;公園・緑地&gt;

- 東浜中央緑地や木場南広場の利活用について、企業等と連携して検討します。

## &lt;河川・下水道&gt;

- 臨港地区を除く地区においては、雨水排水施設の適切な維持・管理を行います。

### 居住環境の整備・都市景観形成・観光交流の方針

- レクリエーション拠点として、公民館分館の利活用を推進します。
- 物流景観の躍動感を際立たせることや、広がりのある水面を活かした親水性の向上、のどかで広々とした水面貯木場の眺望を活用するなど、本地域が有する物流・産業拠点としての特徴を活かしながら、「名古屋港景観基本計画」に沿った良好な景観の形成を促進します。



物流・産業拠点（港湾）



物流・産業拠点（名港西大橋）

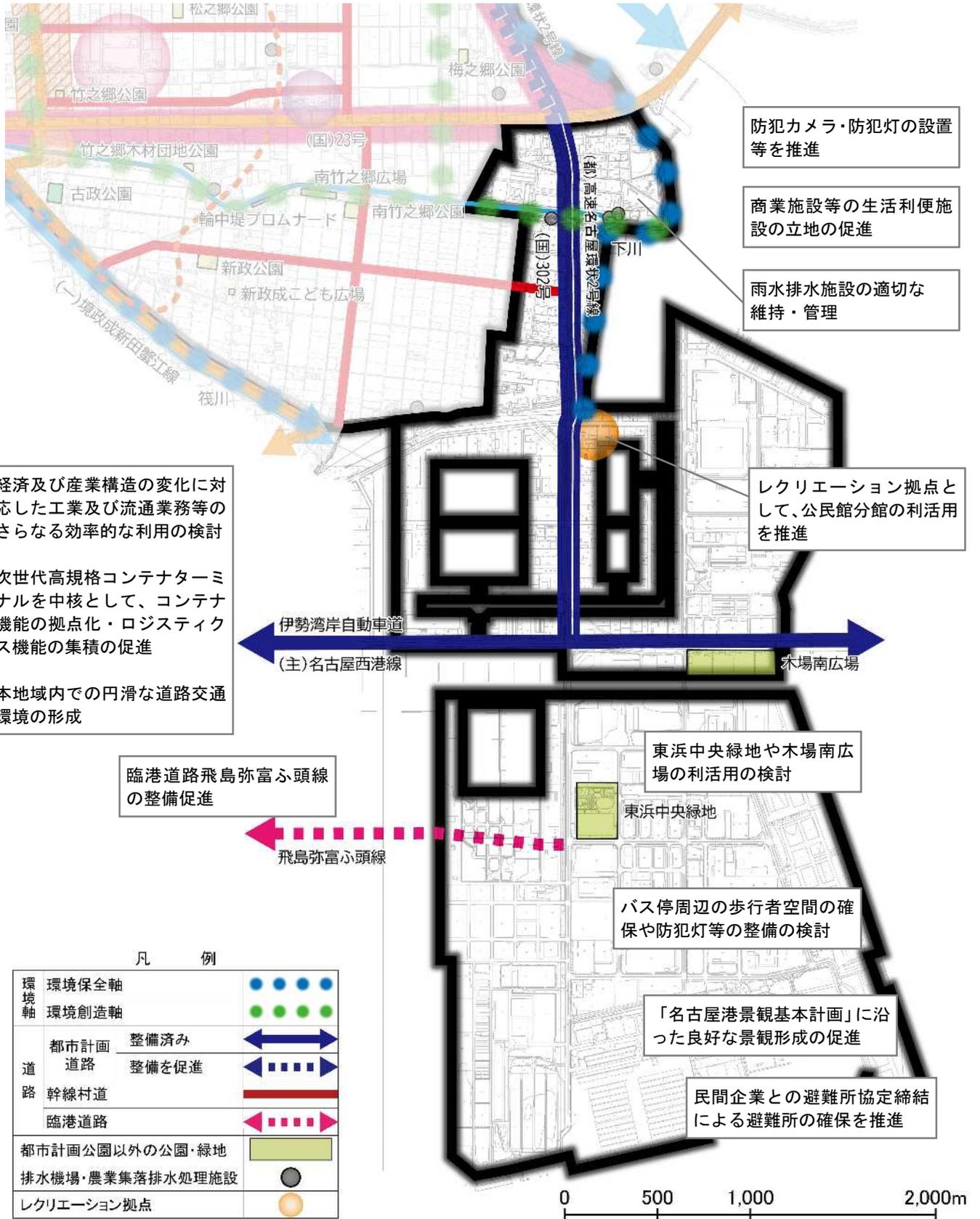
### 防災・防犯対策の方針

- 民間企業との避難所協定締結により避難所の確保を推進します。
- 防犯カメラ・防犯灯の設置などのハード面と防犯への意識を高める活動への支援などのソフト面を強化し、防犯対策を推進します。



民間企業との締結による避難所

〈市街化区域のむらづくりの方針〉



経済及び産業構造の変化に対応した工業及び流通業務等のさらなる効率的な利用の検討

次世代高規格コンテナターミナルを中核として、コンテナ機能の拠点化・ロジスティクス機能の集積の促進

本地域内での円滑な道路交通環境の形成

臨港道路飛島弥富ふ頭線の整備促進

飛島弥富ふ頭線

凡 例		
環境軸	環境保全軸	●●●●
	環境創造軸	●●●●
道路	都市計画 整備済み	⇄
	道路 整備を促進	⇄
	幹線村道	——
	臨港道路	⇄
都市計画公園以外の公園・緑地		■
排水機場・農業集落排水処理施設		●
レクリエーション拠点		○



# 《用語集》



## 用語の解説

## 【あ】

用語		解説
あ	空き家・空き地バンク	自治体が現地の空き家・空き地の情報を、活用希望者（消費者の皆さま）に紹介する制度のこと。
え	液状化	地震の震動によって地盤が液体状になる現象のこと。
お	オープンスペース	都市または敷地内で、建物が建っていない場所。空き地のこと。

## 【か】

用語		解説
か	街区公園	都市公園の一つで、街区に居住する者の利用に供することを目的とする、面積0.25haを標準とした公園のこと。
	開発許可	都市計画法における開発行為に対する許可制度。都市の水準を確保するため、一定規模以上の開発行為に対して、道路などの必要な公共施設の整備などの技術的基準を設けている。市街化調整区域においては、一定のものを除き開発行為自体を制限している。
	開発行為	建物の建築や工作物の建設を目的に、土地の区画形質を変化させる行為のこと。
	海拔ゼロメートル地帯	海岸付近で地表標高が満潮時の平均海水面よりも低い土地のこと。
	幹線道路	都市内の主要な交通を受け持ち、都市の骨格を形成する道路のこと。
き	基盤整備	道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの都市施設や学校、病院、公園などの公共施設といった、住民の生活や産業活動を支える都市基盤施設を整えること。
	拠点	活動の足場となる重要な地点のこと。
	緊急輸送道路	地震直後から発生する救助・救急・医療・消火活動や、避難者への緊急物資の供給等に必要となる人員や物資の輸送を円滑かつ確実に実施するための道路のこと。
け	減災	災害前に被害を想定し、災害が発生した際に被害を最小限にすること。
こ	工業系市街地	工業地としての土地利用が主体となっている市街地、または市街化区域において、準工業地域、工業地域、工業専用地域が定められた市街地のこと。
	航空宇宙産業	航空機や航空機の部品、ロケット、宇宙船を製造する産業のこと。
	コミュニティ	地域共同体、地域共同社会のこと。「住民相互の協力と連帯による地域のまちづくり」の意味などで用いる。

## 【さ】

用語		解説
さ	産業振興	人々が生活するうえで必要なものの生産、提供などといった経済活動を盛んにすること。

し	市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的・計画的に市街化を図るべき区域のこと。
	市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域として定められた土地のこと。
	次世代高規格 コンテナターミナル	規模の経済等を活かした国際的な競争力を有するコンテナターミナルのこと。 規模の目安はターミナルの有する岸壁延長が1,000m以上。
	次世代産業	航空宇宙産業や新しいエネルギー関連産業など、地域の経済成長を担っていくとされる産業のこと。
	事前復興まちづくり	災害が発生した際のことを想定し、被害を最小限につなげるような取り組みとして行われるまちづくりのこと。
	地場産業	特定の地域にその立地条件を生かして定着し、特産品を製造している産業のこと。
	集約型都市構造	中心市街地や鉄道駅などの周辺において、歩いて暮らせる範囲に市街地のスケールを保ち、生活に必要な都市機能が集約した都市構造のこと。
	親水	水との親和性があること。水に親しむこと。
せ	生物多様性	生き物たちの豊かな個性とつながりのこと。
そ	総合計画	長期的な展望の下で自治体運営の基本理念やあるべき姿を定めた、行財政運営の総合的な指針となる計画のこと。
	ゾーニング	目的をもって空間を区分すること。

【た】

用語		解説
た	耐震化	地震を受けても倒壊しないように構造を強化すること。
	多自然型施設	治水上の安全を確保しつつ、良好な河川環境の保全や復元を目指す、自然環境に配慮した施設のこと。
ち	地域高規格道路	高規格幹線道路を補完し、地域の自立的発展や地域間の連携を支える道路として整備することが望ましい路線のこと。
	地区計画	都市計画法に基づき、住民の生活に身近な「地区」を単位として、道路、公園等の施設配置や、建築物の建て方等について、地区特性に応じてきめ細やかなルールを定めるまちづくりの計画のこと。
と	道路網	各種の道路の空間的な分布状態のこと。
	都市機能	都市における社会的・経済的・政治的活動の仕組みや働き。単一の都市・地域として確保すべき住宅機能、医療機能、福祉機能、教育機能、防災機能等や、複数の都市・地域間で相互補完も行われる商業（卸売・小売）機能、サービス（金融・宿泊・情報等）機能、生産・流通機能、文化機能、レクリエーション機能等がある。
	都市計画基礎調査	都道府県が都市計画区域について、概ね5年ごとに、人口、土地利用、建物、都市施設等の現況把握を行う調査。

と	都市計画区域	市町村の行政区域にとられず、実際の都市の広がりやを考慮したなかで、一体的に整備、開発し、保全する必要がある区域として、都道府県が指定するもの。都市計画区域に指定されると、一定の開発・建築制限（開発許可基準の引き上げや建築基準法による建築確認申請・集団規定の適用）を受け、用途地域や都市計画施設等の制度活用が可能となる。
	都市計画区域 マスタープラン	都市計画法第6条の2の規定に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のこと。一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象とし、その区域ごとに、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定める。
	都市計画公園	都市計画区域内において、都市計画法第11条の都市施設として都市計画決定された公園のこと。公園の種別としては、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園があるが、公園の機能に応じた規模の適正化を図るため、公園種別に応じた規模を基準として定める。公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地に関する都市計画は、面積が10ha以上については広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として都道府県知事が、その他については区市町村が定める。
	都市計画道路	都市計画法による一定の手続きを経て計画決定される道路であり、道路機能に応じて自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路の4種類に区分される。都市計画決定された区域内では、今後の施設整備に向け、一定の建築制限が適用される。
	都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続き、開発許可制・建築制限などの都市計画制限、都市計画事業の認可・施行などについて定めた法律のこと。昭和44年（1969年）施行。
	都市施設	道路、公園、下水道など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。都市計画法では道路、鉄道などの交通施設や公園、緑地などの公共空地等を都市施設としている。これらの都市施設は、土地利用、交通などの現状、将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置を配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めることとされている。
	土のうステーション	大雨による冠水・浸水などの被害を未然に防ぐため、必要に応じていつでも土のうを持ち出すことのできる、土のう置き場のこと。

## 【な】

	用語	解説
な	南海トラフ	駿河湾から東海地方、紀伊半島、四国にかけての南方沖約100kmの海底をほぼ東西に走る長さ700kmの細長い溝のこと。
	南海トラフ地震	南海トラフ沿いを震源域とする巨大地震のこと。

ね	ネットワーク	人と人とのつながりや鉄道・道路などの交通網、網状にめぐる組織の表現のこと。
の	農業集落排水	一般の公共下水道とは別に農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水进行处理すること。
	農業振興地域	農業の近代化、公共投資の計画的推進等、農業の振興を図ることを目的として、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき定められる区域。対象となるのは、農業の振興を図ることが相当と認められ、かつ農用地等として利用すべき相当規模の土地があるなどの地域のこと。
	農地転用	田畑などの農地を宅地など農地以外の目的に使用するために土地利用を変更すること。
	農用地区域	農業振興地域のうち、今後概ね 10 年以上にわたって農業上の利用を確保し、農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進する区域。

## 【は】

用語		解説
は	排水機施設	雨水を河川に排水することによる水位の調整などの役割を持つ、排水機場に設置されるポンプ場等の施設のこと。
	バリアフリー	障がい者や高齢者が行う諸活動に不便な障壁（バリア）がない状態のこと。例えば、階段の代わりに緩やかなスロープを設置することや、道路の段差がない状況のことをいう。
ひ	干潟	潮の干満に伴い、周期的に海面下から空气中への露出を繰り返す砂泥底の海岸地形のこと。
ふ	プロムナード	散歩道や遊歩道のこと。
ほ	防災ボランティアコーディネーター	災害ボランティアセンターの運営や被災者のニーズ把握、ボランティアへの連絡調整などを行うことで、より効果的な復興活動を進めていく被災者とボランティアをつなぐ役割を担う人材のこと。
	ポケットパーク	道路整備等で生まれたスペースなどを活用した小さな公園のこと。

## 【ま】

用語		解説
ま	マルチモーダル	効率的な輸送体系の確立と、良好な交通環境の創造を目指し、道路・航空・海運・水運・鉄道など複数の交通機関を連携させる交通施策のこと。

## 【や】

用語		解説
ゆ	優良農地	まとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行うことにより、生産性が向上した農地などの良好な営農条件備えた農地であり、農地法により、原則農地転用を認めていない農地のこと。

よ	用途地域	都市計画法に基づき、都市の環境保全や利便の増進のために、建物の用途等に一定の制限を行う地域。住居系 8 種類、商業系 2 種類、工業系 3 種類の用途地域に区分される。
---	------	--

## 【ら】

用語		解説
り	リニア	本計画においては、リニア新幹線を指しており、将来的に東京～大阪間を約 1 時間で運行する新たな鉄道路線のこと。
	臨港道路	港湾の地帯において交通を確保し、主要道路と連絡して貨物、車両の移動の円滑化を図るための臨港交通施設のこと。
ろ	ロジスティクス	企業経営において、顧客や市場のニーズに合わせて、的確なタイミングで、できるだけ無駄なく、輸送もしくは補完しようとする取り組み。もとは軍事用語で、最前線への部隊へ物資を供給する後方支援のこと。

## 【英字】

用語		解説
B	BCP	事業継続計画のことで、災害などの緊急事態が発生したときに、企業や自治体が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画のこと。







## 飛島村都市計画マスタープラン

発行：愛知県海部郡飛島村

〒490-1436 愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目 1 番地

編集：飛島村開発部建設課

電話番号：0567-97-3464

E-mail：tb-kensetu@vill.tobishima.lg.jp